第2期西東京市文化財保存·活用計画 (素案)

赤字

:修正・加筆した内容

令和6年3月

西東京市教育委員会

みなさんは「文化財」という言葉を聞いたときにどんなことやモノを思い浮かべるでしょうか。「古臭いモノ」「なんだか難しそうなもの」「学者や歴史好きの人が扱うもので、自分にはあまり関係ないもの」でも「大切にしないといけないものらしい」。そんな感じの方が多いのではないでしょうか。

しかし、実は「文化財」はみなさんの身近にたくさんあって、私たちが今ここにいるのは そういった文化財ができた歴史や作った人たちの想いがあるからなのです。

この計画は、まずみなさんにそういったことを少しでも感じてほしくて作りました。そして、そんな「文化財」を今の私たちの暮らしにどう生かせるか、そしてどうしたらこれからも守っていけるかをみんなで考えて、行動するためのヒントを考えるためにつくりました。

市の作る計画なんて、お役所がこれからすることが書いてあるだけでしょ。そんなことを考えいる方も、ぜひ一度この先のページをパラパラとめくってみてください。もしかしたらあなたの家の隣にある「文化財」が出てくるかもしれません。そして、なにかを誰かと一緒に始めてみたくなるかもしれません。

では、下野谷遺跡(下野谷遺跡ってなに?と思った人もこの先を読めばわかります)の応援キャラクター、したのやムラの「しーた」と「のーや」と一緒に西東京市の「文化財」の世界をたずねてみましょう。



したのやムラの「しーた」と「のーや」

目次

| 第 章 西東京市文化財保存・活用計画の基本的な考え方 | 1 |
|-----------------------------------|----|
| I 計画策定の背景と目的 | 1 |
| (1) 背景 | |
| (2)目的 | 3 |
| 2 計画の位置づけ | 4 |
| (1) 行政上の位置付け | |
| (2)文化財保存活用地域計画との関連性 | 4 |
| (3)計画期間 | |
| 3 計画の対象となる文化財の範囲と把握の方針 | |
| 第2章 西東京市の歴史文化の特徴 | |
| Ⅰ 自然環境・地理的特徴 | 7 |
| 2 社会的・歴史的特徴 | 8 |
| () 最初の一歩と集落のはじまり | 8 |
| (2) 荒涼たる武蔵野の原野 | 8 |
| (3) 定住化への動き | 8 |
| (4)西東京市の原型 | 9 |
| (5)近代都市の建設 | 10 |
| 第3章 西東京市の文化財の要素とストーリー | 1 |
| I 指定文化財 | 13 |
| 2 西東京市の関連文化財群等とそのとらえ方 | 16 |
| (1)西東京市の歴史文化の特性の要素 | 17 |
| (2)西東京市の関連文化財群の例 | 18 |
| 第4章 西東京市の文化財に対する現状と課題 | 27 |
| I 文化財を取り巻く環境 「西東京市文化財保存・活用計画」を受けて | 27 |
| 2 市のこれまでの取組 | 28 |
| 3 市民の意識調査 | 32 |
| (1)各調査実施概要 | 32 |
| (2)市民(15 歳以上)の意識調査結果 | 33 |
| (3)小学生・中学生の意識調査結果 | 36 |
| (4) 市民活動団体・商店会等の活動及び意識の状況 | 39 |
| 4 文化財の保存・活用の課題 | 40 |
| (1)各調査から見えた課題 | |
| (2)第I期計画を踏まえた今後の課題 | 40 |
| 第5章 今後の文化財保存・活用の基本的な考え方 | |
| 西東京市の文化財保存・活用の基本理念 | 42 |
| 2 西東京市の文化財保存・活用に関わる目標 | 43 |

| 第6 | 章 | 目標を達成するための取組 | 46 |
|----|----|-------------------|----|
| | 1 | 取組の体系 | 46 |
| | 2 | 取組内容 | 47 |
| | (1 |) 各柱における取組内容 | 47 |
| | (2 |) 取組のモデル〈下野谷遺跡〉 | 71 |
| 第7 | 章 | 計画の推進に向けた取組 | 72 |
| | 1 | 全庁的な取組の推進 | 72 |
| | 2 | 市民と行政との連携 | 72 |
| | 3 | 国や他機関との連携 | 72 |
| 資 | 料 | 編 | 73 |
| | 西東 | 京市文化財保存・活用計画 策定過程 | 75 |
| | 主な | 参考文献 | 78 |
| | 西東 | 京市文化財保護条例 | 78 |
| | 市指 | 定文化財 概要一覧 | 82 |
| | 用語 | 集 | 89 |
| | ゆか | りの人物一覧 | 92 |

第 | 章 西東京市文化財保存・活用計画の基本的な考え方

| 計画策定の背景と目的

(1) 背景

文化財は、国の法律でも国民共有の財産と定められた宝です。

国の文化財保護は、1950年(昭和25年)に制定された文化財保護法に基づき、文化財類型ごとの特性に応じた保存・活用のための措置が講じられたことからスタートし、文化財類型や保護制度の創設・拡充が進められてきました。

当初は美術工芸品や建造物、文書などの歴史資料だけだった文化財の類型は、1975年(昭和 50年)の文化財保護法の改正では、伝統的建造物群保存地区制度や無形の民俗文化財についての新たな指定制度が創設、されるとともに、文化財保存技術についても保護対象となりました。2004年(平成 16年)には文化財保護法の一部改正により文化的景観と民俗技術が保護対象となり、その範囲はとても広くなっています。

また、制度も指定といったいわゆる文化財を固定して保護する制度だけでなく、登録制度 といった緩やかな保護制度も 1996 年(平成 8 年)には有形文化財(建造物)に文化財登録 制度が創設され、2022 年(令和 4 年)にはすべての類型に広げられ、文化財の把握や守り 方も多様で柔軟になってきています。

しかしながら、このように保護制度の充実が図られているものの、社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化、経済の低迷等により、文化財を保護していくことが困難な事例が増加しています。

一方、2011 年(平成23年)に起こった東日本大震災をはじめとした大規模災害や首里城の消失など文化財の存続に直接かかわる事件の頻発とその後の復興・修復に向けた人々の行動(註1)は、改めて文化財がいかに脆弱なものであるかということ、しかし文化財が我々の生活にいかに必要不可欠であるかということを浮き彫りにしました。

そこで、国は 2019 年(平成 31 年)に大きな転換ともいえる文化財保護法の改正(31 年改正)に踏み切りました。そこではこれまで指定や登録といったいわゆる「選択された文化財」を手厚く守ることに重点を置いていた見方を変え、未指定の文化財や文化財の周辺にある文化財のための技術や環境、それに携わる人なども含めて把握し、守り、未来へ継承することが求められています。

さらに、積極的な活用が推奨され、「まちづくり」「観光」といった面にも文化財が活かされることを求められるようになりました。「文化芸術推進法 (2018 年改正)」「博物館法 (2021 年改正)」といった文化財保護にとって大きな影響のある計画も改正され、この方針はより一層推進されています。

また、これまでは国や都道府県、市町村といった行政が主体となり保護していた文化財を、 市民や関連する様々な団体なども含め、「地域総がかり」で守っていくことが必要であると しました。

これらの考え方は、31年の文化財保護法の改正に先立ち2013年(平成24年)に国が指針を出し、策定を推奨していた「歴史文化基本構想」にも明確に示されています。

加えて31年の改正では、文化財の保存・活用に関するマスタープランである「歴史文化

コメントの追加 [悟花1]: 〈削除した分〉

その一方で近年では、文化財や伝統的な文化の価値が 見直され、地域づくりに歴史や伝統文化を活かそうと いう機運が高まりつつあります。

このような社会状況を背景にして、2006 年(平成 18年)には国の文化審議会で、新たな文化財保護のありかたとして「歴史文化基本構想」の検討が始まり、2012 年(平成 24年)には「「歴史文化基本構想」策定技術指針」として、地域に存在する文化財を幅広くとらえて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための考え方が示されています。

東京都でも 1955 年(昭和 30 年)に文化財保護条例が 制定され、その後の改正を経て、文化財の指定による 保護・管理が進められるとともに、文化財情報の発信 と東京文化財ウィーク事業等の文化財の活用が実施さ れています。 基本構想」に加え、実際の活動や施策(措置)であるアクションプランも盛り込んだ「大綱」 (都道府県)・「文化財保存活用地域計画」(市町村)の策定が求められるようになり、現在、 各自治体が、国の指針の下、それぞれの地域の個性豊かな文化財を守る計画を策定している ところです。

そのように、文化財の活用が以前に増して推奨され始めた矢先の 2020 年(令和 2 年)新型コロナが世界中に蔓延し、世界は「新しい日常」への返還を余儀なくされました。その中で、経済の低迷に、最初は低く見られがちだった歴史、文化、芸術などが、実は心の安定や生活の豊かさには、なくてはならないものであるということが浸透してきました。デジタル技術を用いたオンライン発信やバーチャルミュージアムなどの手法も開発され、文化財の活用はより幅広くなってきています。

テレワークの広がりは住む町、働く町の選択を広げ、多様な町の魅力が重視されるようになりました。持続可能な社会を目指す SDGs、また物の豊かさから心の豊かさへといった転換は近年注目されているウェルビーングという概念を生み、文化財にはそれらに貢献できる役割が認められてきました。

西東京市では、合併前の田無市、保谷市の2市による文化財保護の流れを引き継ぎ、2001年(平成13年)に西東京市文化財保護条例を制定し、2003年(平成15年)には、国が掲げた新しい文化概念を盛り込んだ西東京市文化財指定基準を設け、文化財指定制度を充実させています。また、2002年(平成14年)には、田無市、保谷市の展示施設を統合し、西原総合教育施設内に郷土資料室を設置し、文化財の管理・活用の拠点としています。2007年(平成19年)4月には、市内最大の遺跡である下野谷遺跡の一部を公有地化し、下野谷遺跡公園を開園、その後、2015年(平成27年)3月に国史跡として指定され、現在、国や東京都と連携を図り、周辺環境も含めた保存・活用、整備を進めています。

2016年(平成28年)3月には、国の推奨する歴史文化基本構想の考え方を基盤とし、文化財を確実に保全し、未来につなげるために、歴史文化を身近なものとし、文化財が現代の生活の中に共存し、地域の資源としてまちづくりに活かしていくために、文化財の保存活用を推進する為のマスタープランと実施プログラム(アクションプラン)を併せたものとして、西東京市では初めての文化財単独の計画となる「西東京市文化財保存・活用計画」を策定しました。

その際定めた計画期間の8年が経過したこと、さらに前述した社会環境などが大きく変わってきていること、法改正を含めた国の方針の変化もあり、前計画策定からの8年間や計画を見直す時期が来ています。

(2)目的

「西東京市文化財保存・活用計画」は、当時の社会状況や市の状況を背景に、本市の歴史 文化及び文化財を自然環境や景観等周辺環境を含めて総合的にとらえ直し、新たな価値の 創造と魅力あるまちづくりを推進するための基本理念及びその実施プログラムとして策定 しました。計画策定作業中の2年間には、教育委員会社会教育課の中に「文化財係」が創設 されたり、下野谷遺跡が国の史跡に指定されるなどといった大きな変化があり、また、市と しては初めての文化財に特化した計画であったことも関係し、そこには主に行政がなすべ きことが主体として述べられています。

今回策定する「第2期文化財保存・活用計画」では、前計画期間の8年間を評価し、達成できたこととできなかったこと、そして新たな課題を浮き彫りにします。また、国が計画を推奨している「文化財保存活用地域計画」の策定も視野に入れ、文化財の保護と活用をさらに確実に進めるために「地域総がかりでの文化財の保護」を柱とするアクションプランとしての側面を強めたものとします。

文化財の新たな価値の創造による魅力あるまちづくり 歴史ある 歴史文化の 心の豊かさ 学習環境 景観 心の安定 地域への 住みやすい 活気ある アイデンティ 持続可能な 地域 地域 愛着 ティの確立 社会 社会や人と のつながり 西東京市の歴史と文化 市外にいる 関連団体 関係人口 文化財 西東京市 所有者 市民1人1人 地域社会全体で歴史文化を守り、未来へ継承する

3

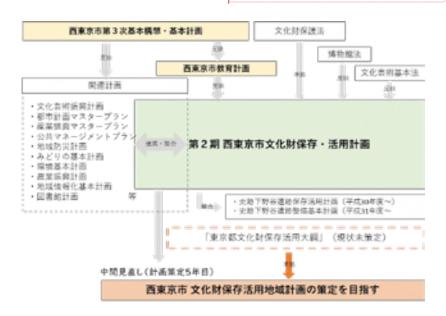
2 計画の位置づけ

(1) 行政上の位置付け

本計画は、「西東京市第3次基本構想・基本計画」及び「西東京市教育計画」との整合を図りながら、文化芸術推進計画、産業振興マスタープランなど他の分野別計画と連携する、今後の文化財の保存・活用の基本構想と施策を包含するものとします。

(2) 文化財保存活用地域計画との関連性

Ⅰ (Ⅰ)でも述べた通り、31 年の文化時財保護法の改正により市町村には都道府県の策定する「大綱」に基づいた「文化財保存活用地域計画」の策定と認定が義務付けられています(法定計画)。本市が策定した「文化財保存・活用計画」は、国の「文化財保存活用地域計画」策定指針で必要とされている項目をほぼ網羅しています。しかし、計画と整合性を取ることが求められている東京都の大綱はまだできていません。そこで「第2期文化財保存・活用計画」は中間見直しの機会を設け、その時点で「文化財保存活用地域計画」として更新し、文化庁の認定を受けることを目指します。



(3) 計画期間

文化財の保護には長期的な展望が必要なため、第2期西東京市文化財保存・活用計画の計画期間は、2024年(令和6年度)から2034年(令和16年度)までの10年間としますが、計画期間の中間である2029年度(令和11年度)に中間見直しを行い、策定が予定されている東京都の大綱に整合するよう計画を更新し、文化庁からの「文化財保存活用地域計画」としての認定を目指します。

コメントの追加 [業者2]: 第 | 回懇談会時のパワポ資料 を基に修正

- コメントの追加 [業者3]: 関連計画との関係性を表現
- ・文化財に関する計画は保存活用計画の下に
- ・その他関連計画は文化と関わっていることを表現

3 計画の対象となる文化財の範囲と把握の方針

「文化財」とはなんでしょうか。研究者が研究対象とする難しくて堅苦しいものだと考えているなら、少し違います。文化財はあなたの周りにたくさんある、これまで地域の人々が暮らしてきた中で作られ、今まで残されてきた様々なもの全てです。これまでは、その中で特に大切なもの、これからも確実に残すべきものを選んで、重点的に保護してきました。

そこで、西東京市文化財保護条例は、市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に貢献することを目的とし、第2条に6つの種類(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、旧跡、記念物)の文化財類型を掲げ、特に重要なものを西東京市指定文化財として位置付けています。

一方、国が示している「歴史文化基本構想」においては、地域に存在する歴史文化の様々な表出形態を「文化財」として、指定・未指定に関わらず幅広くとらえ、歴史的、文化的、地域的関連性等に基づいて、周辺環境も含めた一定のまとまりをもった文化財群を把握し、総合的に保護していく考え方が示されており、「西東京市文化財保存・活用計画」でもこの考え方にのっとった理念や目標、施策を掲げました。



例えば文化財には、自然景観、文化的景観、遺跡、建造物、石造物、美術工芸品、民俗器 具等、民俗芸能、民俗技術、文献資料、郷土料理や生活文化等の様々な地域資源が含まれ、 地域の歴史、文化等の正しい理解のために重要なものと考えられています。

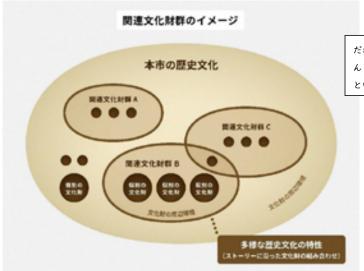
また、前述のような一定のまとまりをもった文化財群を「関連文化財群」と呼び、これらの文化財をつなぐ関連性を、地域の歴史文化の特性をわかりやすく伝えることのできる「ストーリー」として示すことを推奨しています。ストーリーによって、地域の歴史文化を身近に感じ、現代の自分たちの生活につながる基盤と感じられることが、人々の文化財保護意識の醸成を図ると考えられています。

本計画においても、この視点を取り入れて「歴史文化」をとらえ、指定された文化財を重点的に守るだけではなく、様々な階層の文化財を面的、立体的に位置づけて「関連文化

コメントの追加 [業者4]: 生活文化、未指定の文化財に ついて軽く追記 財群」を設定するとともに本市を特徴づけるストーリーを例示し、周辺環境と合わせて文化財の保護を目指すこととします。また、文化財の「保護」は、文化財を「保存」し未来へ継承することと、「活用」することの両側面からなり、保存と活用が相互に補完しあうものです。本計画では、そのことを明確にするため「保護」、「保存・活用」の用語を分けて用います。



文化財ってこんな に近くにたくさん あって、いろいろ なことに関係して いたんだ!



コメントの追加 [業者5]: 修正

- ・文化財の要素を市民がイメージしやすいものに変更
- ・近代化遺産や産業、匠の技などについても追記

だから、気が付いて、み んなで守っていかない といけないんだね

第2章 西東京市の歴史文化の特徴

自然環境・地理的特徴

本市は、武蔵野台地のほぼ中央に位置します。市内の標高は約 47~67mであり、 起伏の少ない平坦な地形です。

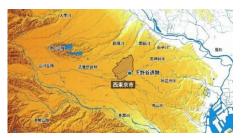
武蔵野台地の形成は、およそ7~8万年前にさかのぼるといわれ、多摩川や入間川が運んできた奥多摩の山地の礫が堆積してできた広大な扇状地です。

その後、箱根火山・古富士火山の噴火による火山灰が飛来、堆積して台地が形成されました。これが関東ローム層といわれる赤土で、これを基盤にその上に黒ボク土と呼ばれる腐葉土層が堆積し、本市の地表面を構成しています。

標高 58~60m付近は地形面の変化に富み、湧水のわきやすい地点が多く存在します。これらの水が源流、あるいは源流の一部をなし、市域には石神井川と白子川と新川の3本の川が流れていますが、現在、白子川はほぼ全域が暗きょになっています。



東京都の中の西東京市



武蔵野大地の中の西東京市の位置

また、市域には、「留水」と呼ばれる地下水堆が多く存在しており、かつては、この地下水堆の影響で、大雨の後などに川筋や沼状の水場がみられる場所が多くありました。谷戸地域では、それらが白子川の源流地のひとつとなって<mark>おり、その川筋は、「下保谷のシマッポ」(白子川)「上保谷のシマッポ」(新川)とも呼ばれました。</mark>

こうした川の流れや浅い地下水の存在が、旧石器、縄文時代の人々の活動や初期集落の形成に大きな影響を与えています。

戦前は下野谷周辺の石神井川は蛍舞う湿地帯として「保谷八景」にあげられる風情がありながら、洪水などの被害もありました。戦後治水が進み生活環境は整った反面、市内から水の流れは見えにくくなりました。現在、石神井川では、都が主体となり「水と緑のネットワーク」構想が進んでおり、下野谷遺跡や東伏見神社などの歴史資源と合わせ、潤いある街の形成がめざされています。





2 社会的・歴史的特徴

(1) 最初の一歩と集落のはじまり

~旧石器時代・縄文時代の人々の活動と集落の展開~

市域北部の白子川、中央部の新川(旧・白子川)、南部の石神井川の流域には、旧石器時代から縄文時代の遺跡が13遺跡、確認されています。現在市域で発見されている最古の遺物は、約4万年前の後期旧石器時代初頭にさかのぼります。その後、縄文時代に入り、石神井川流域南岸の高台に集落が営まれ、特に今から4~5千年前の縄文時代中期には、石神井川流域の拠点となる大規模な環状集落が複数つくられました。これが下野谷遺跡で、南関東でも屈指の規模を持つ縄文遺跡として国史跡に指定されています。

(2) 荒涼たる武蔵野の原野

~弥生時代以降、中世初期までの風景~

縄文時代後期になると、盛況を誇った下野谷遺跡から、住居のあとや土器や石器などがほとんど発見されなくなります。これは、気候変動と生業形態を含む社会変化が原因とされており、石神井川や白子川の水量や水質も変化し、人々はより水稲稲作農耕に適した地域へ移っていきます。

その後、弥生時代から平安時代後期(中世初期)にかけて、数件の住居跡や土師器と呼ばれる土器片が見つかっている以外、人々が定着した跡がほとんど見つかっていません。この様相は、国分寺や府中といった菅衙が置かれた地域以外は、現在の武蔵野台地の中央部ではほぼ変わりません。古い短歌等に描かれている風景は、葦原や灌木が生い茂る、開発と定住をこばむ荒涼とした山林原野です。

(3) 定住化への動き

~鎌倉時代以降、初期定住集落の成立~

鎌倉時代に入ると、武蔵野台地にも様々な武士団が形成され、鎌倉へ通じる街道として 鎌倉街道がつくられました。

市域でも大きな武士団のいた八王子とを結ぶ横山道がつくられました。この横山道が通る谷戸地域では、「延慶(1308年~10年)の板碑」をはじめ、いくつもの板碑が発見されています。この地域は前述の宙水地帯にあたり、浅井戸を掘ることができる地域です。

下保谷の荒屋敷周辺も同様の条件を持つ地域であり、14 世紀初頭の板碑が数多く発見されています。しかし、この地域で発見される板碑は全てが日蓮宗に関わる文字板碑であり、市内の他の地域とは異なる信仰、文化を有していたことがわかります。

さらに、石神井川北岸の下柳沢遺跡からは、嘉暦3年(1328 年)の記銘のある板碑のほか、中世のお墓と考えられている地下式壙がまとまって発見されていますが、そこに葬られた人の居住域がどこにあったのかはいまだ謎です。

このように、市域では室町時代頃までには、水の比較的豊かな土地に、散在型の初期集落が形成されました。集落には、鎮守等の社が構えられ、現在につづく社寺や民間信仰の「講」等を中心に地域ごとの歴史文化を育んでいきました。

なお、「田無」「保谷」が史料に初めて現れるのは北条氏康(1515 年~1571 年)の代に作成された「小田原衆所領役帳」です。1536 年(天文 5 年)の検地についての記載には「廿七貫五百文 江戸 田無南沢」、「九拾八貫八百拾文 小榑保屋」とあり、後北条氏に従属する江戸衆家臣による支配下に組み入れられていたことがわかります。

(4) 西東京市の原型

~江戸時代における宿場田無と農村集落の形成~

徳川家康は江戸に入府することが決まると、まず初めに、江戸との交通網である街道と上下水道の整備を命じます。1606年(慶長11年)に青梅街道が開通すると、青梅から江戸への中継地点であった箱根ヶ崎と中野のほぼ中央にあたる田無に、当時の移動手段であった馬の乗り換え(継馬)等のため、谷戸地域から人々が移住させられ、田無宿が置かれました。近世村落としての田無村の登場です。青梅街道は武蔵野諸村と江戸方面を結ぶ大動脈として重要な役割を果たし、舟運や、明治に入ってからの鉄道輸送にとって代わられるまで田無村発展の大きな原動力となりました。

また、市域の南部境界には 1653 年(承応 2 年)に開削され、国の史跡に指定されている玉川上水と 1696 年(元禄 9 年)に玉川上水から分水された千川上水が流れています。しかし、田無宿は、街道の中間地点としてもともとの水利とは関係なく幕府により置かれた宿であったため、水が乏しく、大きな苦労を余儀なくされていました。村人の悲痛な願いを受けた名主らの活躍もあり、1700 年頃にようやく、玉川上水から田無用水の分水が許され、その後は水車による製粉等も盛んになり、街場、農村の両輪で経済も発展し、代々の名主下田半兵衛(富永・富宅・富潤・富栄ら)を中心に文化、福祉等に優れた村づくりが行われました。



江戸時代の旧村図と旧市境

一方、田無宿以外の地域は、江戸の近郊農村として畑作農業を中心とした集落形成が進みました。旧保谷市域には、中世の初期集落からそれぞれ発展した上保谷村、下保谷村ができ、下保谷村は日蓮宗の信仰にもとづいた独自の文化を発展させました。また、上保谷村域でも、柳沢等石神井川の周辺域では榛名山信仰が広まる等、地域ごとに特徴ある歴史文化が育まれていきました。

強風や土ぼこりをよけるため、また薪炭の原料とするため等により、屋敷周りには屋敷 林が形成されたほか、江戸幕府の命により、江戸で使われる薪炭、建築材料を得るために 木々が植樹され、「武蔵野」の風景としてなじみ深い、雑木林と農地の景観が形成されま した。

八代将軍徳川吉宗の時代には新田開発も促進され、市域の東部や南部には新田がつくられ、上保谷新田が新しい村として成立しました。玉川上水の両脇には山桜が植えられ、一大観光地となりました(国指定名勝「小金井(サクラ)」)。

また、市域を含めた近隣は尾張藩のお鷹場でもあり、農民らには一定の規制や役割がかせられていました。

そのような中、田無村は周辺地域の中心的な役割を担っていきました。特に、江戸時代の末期にはその役割が強まり、名主である下田半兵衛は、周辺の 41 か村で編成する田無組合村の惣代を務めることになりました。

(5) 近代都市の建設

~様々な苦難を経て、近代都市として力強く再出発~

幕末や明治維新当初には、近代化へ向かう様々な混乱が市域にも波及しました。幕府に対する租税の意見の申し立てを行い、民権運動の先駆けと称されることもある「御門訴事件」等がそれにあたります。また、明治政府の行った神仏分離政策による神社の合祀等に伴う混乱もありました。三十番神、榛名大権現をめぐる動きがそれにあたり、人々は、村と自分たちの尊厳をかけて、心の支えとなる地域の宝を守ってきたことがわかります。

明治時代以降、田無村は地域の中心として成長し、商店や旅籠、飲食店等が引き続き発展し、1889年(明治22年)には町制を施行しました。しかし、1889年(明治22年)の新宿・八王子間、1895年(明治28年)の国分寺・川越間の鉄道の開道によって、田無経済は大きな打撃を受け、田無は北多摩北部の中心地としての位置を失っていきました。

写真

本市域では 1915 年 (大正 4 年) に武蔵野鉄道の保谷駅、1924 年 (大正 13 年) には田 無町駅 (現在のひばりヶ丘駅) が開設されました。さらに 1927 年 (昭和 2 年) には西武 鉄道の上保谷駅 (現在の東伏見駅)、西武柳沢駅、田無駅が開設されました。

鉄道の敷設とともに、沿線開発が行われ、住宅街が開発されたほか、1929 年(昭和4年)には東伏見稲荷神社が京都の伏見稲荷大社から分祀されました。また、渋沢敬三が中心となり地元の在野の民俗学者高橋文太郎とともに、日本初の野外博物館である「民族学博物館」(現在の国立民族学博物館の前身)を保谷に計画し、1937 年(昭和12年)に建設されています。その後長く、保谷は「民族学の拠点」と呼ばれるようになりました。また、1930 年(昭和5年)に隣接する久留米村(現・東久留米市)に移転してきた自由学園の販売した住宅地の一部が市域にもあり、近代建築の巨匠の一人であるフランク・ロイド・ライトに学んだ遠藤新が設計した近代和風建築が残っています。

第二次世界大戦前には、多摩地域には大きな軍需工場も多数建設されました。隣接する武蔵野市へ 1938 年(昭和 13 年)に進出した中島飛行機武蔵野製作所の建設に先立ち、1928 年(昭和 3 年)に田無町北部に中島飛行機発動機試運転工場が建設されました。1938 年(昭和 13 年)には、その南に隣接して中島飛行機田無鋳鍛工場(翌年、中島航空金属と改称)が建てられ、こうした大工場への空爆は激しく、田無、保谷にも大きな人的被害がありました。柳沢駅周辺のしじゅうから第2公園には長崎に投下される原子爆弾の模擬爆弾が投下され、田無駅前の空襲でも、大きな被害がありました。田無小学校からは教練のための銃が発見されています。市内の各所には慰霊碑があり、4月12日は西東京市平和の日とされ、田無駅間には平和のリングが建てられています。

戦後の復興はめざましく、首都東京のベッドタウンとしてひばりが丘団地等大規模な宅地開発が行われ、さらに住宅地やマンションが急増し、人口が飛躍的に増加しました。石川島播磨や HOYA ガラスなどの工場も建ち、活気あるまちが形成されてきました。

その中で、1953 年(昭和 28 年)に制定された町村合併促進法に基づく昭和の大合併の動きに伴い、田無町と保谷町でも周辺町村も含めた合併市制を模索する時期が続きました。1965 年(昭和 40 年)9月に保谷町田無町二町合併協議会を設置し、合併市制移行を目指して協議が開始されましたが、話し合いの調整がつかず、1967 年(昭和 42 年)1月1日に、それぞれ市制を施行しました。その後、1995 年(平成 7 年)の合併特例法による平成の大合併の動きを受けて、合併の検討が持ち上がり、1999 年(平成 11 年)10月に設置された田無市・保谷市合併協議会を経て、2001 年(平成 13 年)1月、両市が合併して

写真

西東京市が誕生しました。

このように、宿場町の繁栄を引き継いだ田無市と新田開発を含む首都近郊農村から発展した保谷市は、各々独自の歴史文化を育んできました。また、信仰や集落の発展の時期の違いを見ると田無村、上保谷村、下保谷村、上保谷新田の旧村等で、それぞれ特徴的な歴史文化が息づいています。このような多様性は、西東京市の大きな特色の一つであり、現在、それぞれの地域の個性が寄り添いながら、また、アニメーション文化の振興やランドマークとして愛されるスカイタワー西東京、多摩六都科学館の建設など、新たな文化の動きも取り込みながら、西東京市の歴史文化を形づくっています。

かつてあった大工場が移転した跡地には、多くの住宅とともに商業施設や医療機関、福祉施設が建ち「住みやすい町」「住み続けたい町」を目指しています。









第3章 西東京市の文化財の要素とストーリー

I 指定文化財

現在、本市の指定文化財等(※)は63件、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は14件となっています。そのほか、石仏・石造物、寺院及び神社等様々な文化財が存在しています。

① 指定及び登録文化財等の内訳

令和5年3月現在

| 75 Pul | | 有形式 | 文化財 | | 無形民俗文 化財 | 67 DW | + =+ | T #127 A 44 | 21 | |
|--------|---------|---------------|-----|------|-------------|-------|------|-------------|---------|--|
| 種別 | 建造物 | 絵画・彫刻 ・工芸品 | 古文書 | 歷史資料 | 民俗芸能 | 名勝 | 史跡 | 天然記念物 | 計 | |
| 国指定 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | |
| 都指定 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 市指定 | 2 (+1) | 9 | 4 | 29 | 2 | 0 | 2 | 2 | 50 (+1) | |
| 国登録 | 9 (+7) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 (+7) | |
| 計 | 12 (+8) | 9 | 4 | 29 | 2 | 1 | 4 | 2 | 63 (+8) | |

()内は第1期計画策定後の変化

(※) 国及び東京都、本市の指定文化財・登録文化財を示す。







③ 指定・登録文化財と遺跡の一覧

| ■国指舞 | 定文化財 | ■遺跡 | |
|-----------|----------------------------------------|--------|------------------------------------------------|
| 区分 | 名称 | 区分 | 名称 |
| 史跡 | 下野谷遺跡 | 遺跡 1 | 非營党脇遺跡 |
| 史跡 | 宝케宝漱 | 遺跡 2 | |
| 名勝 | ふ・金弁(サクラ) | 遺跡 3 | 年荒屋敷遺跡 |
| ■都指定 | 定文化財 | 遺跡 5 | 南 乙経蒙遺跡 |
| 1 | 白無神社苯酸· 詳 酸 | 遺跡 7 | 下野谷遺跡 |
| ■国登録 | 录文化財 | 遺跡 8 | 拔 |
| 1 | 由無神社参集殿 | 遺跡 9 | 上保容的指遺跡 |
| 2 | 示含蒙崔笔 宝量 | 遺跡 10 | 軍任見福荷神社遺跡 |
| 3 | たかはしけじゅうたくしゅおく 高橋家住宅主屋 | 遺跡 11 | - |
| 4 | 高橋家住宅土蔵 | 遺跡 12 | 坚 简笞菲遺跡 |
| 5 | 高橋家住宅衣装蔵 | 遺跡 13 | 苄 褶遺跡 |
| 6 | 高橋家住宅納屋 | 遺跡 14 | 卡着衛遺跡 |
| 7 | 高橋家住宅表門 | 遺跡 15 | 坚简智茜遺跡 |
| 8 | 下田家住宅主屋 | 遺跡 16 | 白無南町遺跡 |
| 9 | 下田家住宅文庫蔵 | | (4・6は欠番) |
| ■市指定 | 定文化財 | | |
| | 若幢笐觜地藏尊 | 第 26 号 | 真誠学舎関係 安善 |
| 第2号 | 田無ばやし<無形文化財> | 第 27 号 | 尉殿 关権 |
| | 延慶の板碑 | 第 28 号 | 赫 決庚軍塔 |
| 第4号 | 禅 着 | | ii 下笛名 主 後 宅 |
| 第5号 | 下亩家安書(公用分例略記) | 第 30 号 | 禾彫彩色兰千蕃神神像(附 廚子) |
| 第6号 | 北芝久保庚申塔 | 第 31 号 | 未彫彩色俱利迦羅尔動明宝像(附 廚子) |
| 第7号 | 養老苗碑 | 第 32 号 | 若製尾張藩鷹場標杭 |
| 第8号 | 養老猫褲 | 第 33 号 | 総持寺のケヤキ |
| 第9号 | ド 苗 幹 兵 衛 営 宅 の 米 篠 (府) 廚 子) | 第 34 号 | 由無神社のイチョウ |
| 第 10 号 | 獅子頭(雄獅子·雌獅子) | 第 35 号 | 永子地蔵菩薩立像 |
| 第11号 | 高紀(及科芬爾文言高紀) | 第 36 号 | 西浦地藏尊 |
| 第 12 号 | 公馬賃錢御走ॐ掛 耗 | 第 37 号 | 光地蔵菩薩笠像 |
| | 輩芷鎣(名 ⁸ 主用) | 第 38 号 | 榛名矢権與若造物群 |
| | 宇堂堂堂堂の碑 | 第 39 号 | 岩燈籠 一對 |
| 第 15 号 | 宝井寛海法士の墓 | 第 40 号 | 奉納絵馬群 |
| | 撃剣家並未先生の墓 | 第 41 号 | *** |
| 第 17 号 | 南色次煤庚申塔 | 第 42 号 | 菅原道其名像 |
| 第 18 号 | 地種改正絵図 | 第 43 号 | 観音等の皇篋前蝽(矢竿矢蔀麺国蝽) |
| 第 19 号 | 文化汽车検地図 | 第 44 号 | 馬駈け市大松薫 |
| 第 20 号 | 文字庚甲塔 | 第 45 号 | 芪 子草睾納題首蜂三 |
| 第 21 号 | | 第 46 号 | 保谷囃子<無形文化財> |
| 第 22 号 | 兴 角 地 藏 岩 幢 | 第 47 号 | 岩船地蔵尊 |
| 第 23 号 | 青飴釜剛庚申像 | 第 48 号 | 運見家文書 |
| 第 24 号 | 支 条岩仏静 | 第 49 号 | 幕末の洋式小銃 |
| ï | 田無村御検地帳 | 第 50 号 | 天神社拝殿 |

2 西東京市の関連文化財群等とそのとらえ方

本計画では、歴史文化をより身近に感じ、文化財等の認知度を高めることを目的として、第1章に述べたように、一定のまとまりをもつ「関連文化財群」と、そのつながりによってわかりやすく本市の歴史文化を示す「ストーリー」を示します。

文化財をこのように単体ではなく総合的にとらえることは、本市の歴史文化の理解を深めることに役立つばかりでなく、市内で文化財の保存・活用に関わっている個人や団体が、専門分野を超えて共通の認識を持つことにつながり、活動の連携等、より効果的な文化財の保存・活用の推進が期待できます。

歴史文化は、周辺環境を含め、多様な文化財を要素とする多面的なものであり、関連文化 財群およびストーリーはそのとらえ方によって複数考えられます。以下の通り、重視した視 点が異なる6つのストーリーを例示します。

特定の文化財を重視したストーリー (①)

地域を重視したストーリー (③)

時代を重視したストーリー (⑤)

地域や時代を超え、物語を重視したストーリー(②、④、⑥)

今後、本計画の取組を通して、文化財の認知度がより高まり、人々の中から新たな関連文 化財群やストーリーの検討がなされることが期待されます。

ここではできる限り「西東京市」を俯瞰するストーリーを示しましたが、特に、西東京市の特徴である多様性は、旧村域を中心とした明確な地域性に根差しており、今後は詳細な資料調査とそこから紡がれるストーリーの設定が望まれます。そのストーリーの舞台を「文化財保存活用区域」として重点的に扱い、個性あふれるまちづくりにつなげていくことが次のステップになります。

また、関連文化財群やストーリーを生かすため具体的に、関連文化財群をつなぐ散策ルートを示した文化財マップやストーリーを語る副読本の作成、地域の特色ある自然的・歴史的な景観の保全と魅力ある景観形成の推進、未指定の文化財を含め、幅広く文化財を把握し保存・活用するための登録文化財制度の導入検討に取り組みます。

さらに、そういった市の文化財を総合的に保護し、市民の文化財保護活動のプラットフォームとなる「地域博物館」の建設につなげていきます。

(1) 西東京市の歴史文化の特性の要素

次の表は、本市の歴史文化の特性を時代の流れに沿ってみた際のキーワードの例です。これらのキーワードに関連する文化財を関連文化財群としてまとめて、歴史文化として考えられるストーリーの例として紹介します。関連文化財群のストーリーやその構成要素等は今後、本計画の取組を実施する中でさらに検討を進めていきます。

| 時代 | | 特性・出来事 | | | 関 | 連 | | |
|-----|-----------|-----------------------|----------|----------|----------|---------|-----|--------------|
| 原 | 旧石器 | 白子川・石神井川流域における第一歩 | • | | | | | |
| 始 | 縄文 | 自然と共生した縄文人の暮らし | • | | | | | |
| 古代· | 弥生 ~平安 | (歴史の不詳期間) 山林原野の広がり | | • | | | | |
| 中世 | 鎌倉~ 室町 | 水辺における初期集落の出現 | | • | | • | | |
| | | 青梅街道の開設と田無宿のにぎわい | | • | • | | | |
| | | 江戸近郊の薪炭林・雑木林の始まり | | • | | | | |
| | | 幕領とお鷹場による二重支配 | | • | | | | |
| 近世 | 江戸 | 上水の開削と新田開発 | | • | • | • | | |
| 世 | | 江戸近郊農村としての発展 | | • | • | | | lacktriangle |
| | | 多彩な民俗と信仰 | | • | | • | | • |
| | | 幕府代官の支配と改革組合村 | | • | | • | | |
| | 幕末 | 幕末期の混乱及び戊辰の動乱 | | | | • | • | |
| | 明治 | 新政と社倉問題 | | | | • | | |
| | | 学制・教育令下の初等教育のはじまり | | | | | • | • |
| | | 維新政府の宗教統制と庶民の信仰 | | • | | • | | |
| | 大正 | 武蔵野鉄道の開通 | | | • | | | • |
| 近代 | | 明治の俳諧から大正の『むさしの文芸』へ | | | | | | • |
| 現 | 昭和 | 文化住宅地の開発 | | | | | • | • |
| 代 | | 教育機関等の誘致 | | | | | • | • |
| | | 軍需工場の進出と空襲 | | | | | • | |
| | 10/10 | 戦後の工場進出とベッドタウン化 | | | | | | |
| | | 都市農業への転換 | * | * | <u> </u> | | | — |
| | | 文化人の活躍 | | | | | | |
| | | (要素の例) | 下野谷遺跡 | 水と集落 | 旅と物流 | 祈りと誇り | 近代化 | 文化・文学 |

(2) 西東京市の関連文化財群の例

前述のような本市に見られる歴史文化の特性の要素から考えると、関連文化財群のスト ーリーの例として次の6つのストーリーが考えられます。過去から現代に連なるそれぞれ のストーリーは、文化財が現代の私たちの生活に息づいていることを示しています。

① 武蔵野台地を拓いた人々 縄文人のふるさと「下野谷」の物語

(内容)

市内で確認できる最古の人々の営みは4万年前の「石神井川・白子川 旧石器時代で、白子川、石神井川流域に最初の一歩 が刻まれています。その後、4~5千年前に、武蔵野 台地の自然を切り開き、水・土とともに千年もの長 期にわたり下野谷(したのや)ムラに暮らした縄文 人の「ふるさと」の物語があります。南関東最大級の 縄文時代中期の遺跡であり、大規模集落に見られる 特徴である「双環状集落」が存在し、河川と森に囲 まれた自然環境での暮らしや、流域での交流が存在 します。

縄文時代後期になり、環境や生業、社会の変化に より、下野谷遺跡から人々は去っていきますが、彼 らの暮らした石神井川の景観は残され、中世以降、 再び集落ができると、市域では数少ない水田がつく られ、上保谷村の一部となります。

現在では、早稲田大学のグラウンドや都立公園に 隣接する駅近くの市街地ですが、足元には縄文人の ふるさとが今も残されており、平成27年に史跡指 定され「したのや縄文の里」として整備が進む下野 谷遺跡を活用したイベントには多くの人が集まりま す。

また、石神井川の遊歩道も整備され、水とみどり と歴史が息づいています。

(関連する小ストーリー・人物・事件等)

- ○縄文時代の集落の営みと優れた生活技術、芸術
- ○自然と共存した生活
- ○河川等を利用した広い交易ネットワーク
- ○石神井川の昔と現在の姿

(要素の例)

下野谷遺跡、その他市内 13 遺跡 出土遺物(土器、石器等)





②水と集落 土に生きる近郊農村の物語

(内容)

本市の中世の記録は今のところまだ乏しいところですが、初期集落は鎌倉〜室町時代にできたことが、谷戸地域(上宿)で発見された「延慶の板碑」により立証されています。市域にいくつか認められる初期集落は、いずれも石神井川や白子川、新川(旧・白子川)の源流域となる地下水堆付近に形成されており、水との関係が注目されます。その後は江戸初期の武蔵野の薪炭林、近郊農村としての集落が形成)されました(武蔵野の新田開発)。尾張徳川家の鷹場になった時期もあります。

また、玉川上水や千川上水の開削、当初は田無宿の飲み水確保のために玉川上水から分水された田無用水の開削は、新田開発や水車を利用した麦等の製粉を盛んにし、地域での営み、そして江戸の食文化を支えてきました。中には、雑穀・粉商売で武蔵野の中心的な豪農となり、田無村の名主を後々まで務めた下・田平兵衛家の存在もあります。

強い風や土埃をよけ、薪炭材を得るため、家屋の 周りには屋敷林が形成されました。幕府も江戸住民 のための建築材や薪炭を得るため植樹を行い、「武蔵 野」の景観が形成されました。

明治以降は、製茶や製藍、養蚕、たくあんづくりも 盛んでした。そのような武蔵野の農村の姿から、戦 後の農地改革、都市化の進展を経て、都市農業が営 まれる風景へ移り変わり、本市の現代の姿となって います。

(関連する小ストーリー・人物・事件等)

- ○武蔵野の景観変化と緑地保全
- ○江戸近郊農村の開発と「字」に見られる名残
- ○田無用水開削に伴う水車稼ぎと江戸期の食文化
- ○近郊農村の経済とくらし
- ○田無村名主・下田半兵衛家と稗倉、養老畑

(要素の例)

吉村吉信

西原自然公園、保谷北町緑地保全 地域、碧山森緑地保全地域等に代 表される雑木林

下保谷四丁目特別緑地保全地区等 に代表される屋敷林

名勝小金井(サクラ)

石製尾張藩御鷹場標杭 史跡玉川上水、千川上水 田無用水、田柄用水等の用水 ふれあいの小道 やすらぎの小道 水車の部材 下田半兵衛 稗倉 養老田碑・養老畑碑

藍玉生産

下田半兵衛富宅の木像

下田家文書

農具・民具



③町場と生産場をつなぐ大動脈 旅と物流の舞台「青梅街道」の物語

(内容)

江戸城の大修理に伴う、添喰の材料である石灰の輸送を契機に「青梅街道」が開かれ、輸送や旅行者の休泊のための人馬継ぎ立ての場として「田無宿」が成立し多くの街道が集まる「万光 場」と呼ばれるようになりました。その賑わいの様子は、江戸戸時代の旅のガイドブックともいえる「御嶽菅笠」にも別名である「柳沢宿」として載っています。その後、石灰陸送は衰退しますが、代わりに江戸への生産物の輸送や人々の往来で賑わい、武蔵野の中心地送路で人々の発えた歴史があります。明治期には郵便輸送路で川でも利用され、経済は急拡大しました。新河によるを通る舟便の利用拡大や、その後の鉄道開通を経て、現るの共通の車両交通の増加、新青梅街道の開通を経て、現在のまちの発展に貢献しています。

現代、青梅街道沿いには社寺や古い民家、古くから続く屋号を冠した商店が残り、江戸の物流の一画を担い、にぎわった町場の歴史文化が今も息づいています。

(要素の例)

青梅街道・横山道等の街道 田無宿(柳沢宿)

八方継場

柳沢庚单塔

「御嶽菅笠」

文化九年検地図 ごけんちちょう 田無村御徳地帳

人馬賃銭御定式掛礼(継馬) 高礼(火付方御文言高礼) 武蔵野鉄道(現·西武池袋線) 西武鉄道(現·西武新宿線) 旧下田家名主役宅

田無神社

総持寺

観音寺

古くから続く商店

(関連する小ストーリー・人物・事件等)

- ○青梅街道の物流と田無宿のにぎわい
- ○甲州街道の脇往還 (バイパス) としての道路ネットワーク
- ○農村への遊覧としての道





④村の祈りと誇り

(内容)

本市には中世の文字記録がほとんどありません が、「延慶の板碑」が、阿弥陀信仰をもつ人々が谷戸 地域に暮らしていたことを語っています。また、下 保谷地域からは日蓮宗信仰に伴う文字板碑が見つか っています。このような板碑群からは、地域の結び つきを知ることができ、最近消滅した「南入経塚」 を境に、上保谷の密教系仏教、下保谷の日蓮宗等を 信仰する地域に分かれていたことがわかります。ま た、村落の形成とともに、富士講や御嶽講等、さま ざまな信仰が取り結ぶ組織「講」も存在しました。 また、寺院や神社も人々の信仰を集めてきました。 明治維新政府の宗教統制政策により、下保谷村鎮守 の三十番神は禁止令を受けるなどしましたが、関連 する文化財は現在も大切に引き継がれています。同 じように榛名大権現(現・氷川神社)も尉殿神社へ の合祀を指示されましたが、10数年にわたって抵抗 を続けるなど人々は信仰を大切に受け継ぎました。

田無村では代々の名主下田半兵衛を中心に文化や 互助に優れたまちづくりが行われました。下田半兵 衛富永の庇護をうけた医師・賀陽玄雪・玄道親子は、 医療活動とともに文化面でも活躍しました。また、 田無神社の本殿の改修には、江戸の名エ・嶋村俊表 が招聘されました。

また、村民の名前を刻んだ庚申塔や、明治初期に、 凶作に備えた貯穀制度に対する出穀軽減の要求をした「御門訴事件」に関わった村人を顕彰する招魂塔 等、村人の結束と祈り、誇りを示す文化財も多く残 っています。

これらの祈りの風景は社寺で行われる年中行事等 に引き継がれ、地域のつながりを保ち、現代生活に 潤いを与えてくれています。

(関連する小ストーリー・人物・事件等)

- ○御嶽山、榛名山、富士塚等の信仰
- ○三十番神の改宗、天神社への改号
- ○榛名神社の合祀反対運動と鳥居奪還・再興
- ○御門訴事件

(要素の例) 延慶の板碑 下保谷の板碑群 現・氷川神社の鳥居 榛名大権現石造物群 馬駆け市大絵馬 南入経塚(経塚伝承) 田無神社、野分初稲荷、天神社、 阿渡洲神社、野分前稲荷、天神社、 福泉寺、神神社、野の殿神社、白山社 福泉寺、野橋院)、観音寺、西光 寺(現・総持寺)、持宝院 三十番神信仰

御嶽山、榛名山信仰等の講

富士塚

石幢六角地蔵尊、文字庚申塔、北芝 久保庚申塔、南芝久保庚申塔、六角 地蔵石幢、水子地蔵菩薩立像、西浦 地蔵尊

養老田碑・養老畑碑 蓮見家文書

招魂塔

医者・賀陽玄雪・玄順親子



⑤近代化するまちと産業と暮らし

(内容)

大正期の武蔵野鉄道(現・西武池袋線)と昭和初期の西武鉄道(現・西武新宿線)の開通による開発で、現在の町の姿へと近づいてきます。鉄道沿線の新興住宅地開発に文化的な雰囲気をもたらそうとした「文化住宅地」が造成され、同時に教育機関及びその関連施設の誘致が進み、現在市内に立地する大学施設の原型が形づくられました。また同じ開発の流れで、京都の伏見稲荷大社から分祀され東伏見稲荷神社が勧請されています。

その後は、日中戦争以降の軍需工場の進出で、当時国内最大級の中島飛行機の各種工場や関連下請工場が次々とつくられ、社宅や独身寮もできました。そのことによって、第二次世界大戦末期の空襲を受けることとなり、空襲では、学徒勤労動員中の女学生や、田無駅前の人々等が犠牲となりました。市域には平和を祈る多くの慰霊碑が残されています。

戦後の高度経済成長期では、石川島重工株式会社 (現・株式会社 IHI) や HOYA ガラス等が操業を開 始しています。また、農村から都市への大規模な人 口移動により、人口が急増しました。そのための住 宅建設としてひばりが丘団地等の大規模団地建設や 宅地・マンションの分譲も進み、農地の転用を伴う 商業地の拡大・分散化により、現在の地域が形成さ れるに至っています。

ひばりが丘団地は、戦後復興のシンボルとして多くの人が住みたいと思う憧れの住宅街でした。現在の「住みたい町、住み続けたい町西東京」をめざす原型ともいえるかもしれません。

(関連する小ストーリー・人物・事件等)

- ○軍需工場の進出
- ○空襲被害(田無駅前、散華乙女の碑、原爆模擬爆弾)
- ○高度経済成長期の工場進出と大規模団地開発

(要素の例)

武蔵野鉄道・西武鉄道の開通 保谷文化住宅地、

長者園文化住宅地

小宮家住宅(遠藤新の建築)

東京帝国大学農学部附属農場(現・ 東大生態調和農学機構)などの教 育機関

東伏見稲荷神社

住友重機械工業㈱田無製造所(中 島飛行機田無試運転工場・中島飛 行機金属田無製造所)等の工場 引込線用のガード

しじゅうから第2公園付近(原爆 模擬爆弾の被害)

平和のリング (田無駅前の空襲) 業が華乙女の碑、和楽地蔵菩薩立像、

戦災者慰霊塔等の慰霊碑

東京大学原子核研究所(現・いこい の森公園)

青面金剛庚申像等被災文化財

通商産業省工業技術院電子技術総合研究所田無分室(現・都立田無高等学校、現・向台運動場、現・市民公園グラウンド)

ひばりが丘団地 HOYA ガラス等



⑥武蔵野の人々の学問・文化・文学

(内容)

江戸時代末期、本市の地域にも「寺子屋」と呼ば 真誠学舎 (現・田無小学校)・ れる初等教育施設が存在しており、子どもたちへの 読み・書き、そろばん等が、僧侶等により教えられ「芳谷学校(現・保谷第一小学校) ていました。明治期に入ると、学制による「真誠学舎 (現・田無小学校)」や「上保谷学校(現・保谷小学 校)」「芳谷学校(現・保谷第一小学校)」が設置され、 学びの場は学校へと移り、現在の小学校へとつなが っています。また、江戸期からの俳人仲間や、大正 デモクラシーの波による「むさしの文芸」が興った 詩碑 釈迢空 (折口信夫)「田無の 歴史もあります。

昭和初期には保谷村に渋沢敬三、高橋文太郎らに「茨木のり子 より日本最初の野外博物館でもある「民族学博物館」アニメーション (日本民族学会附属研究所・博物館)」が開設され、 民族学の拠点となりました。しかし、現在は閉館し、 収蔵資料は、国立民族学博物館(みんぱく)へ移っ ています。

他方、大正から昭和初期にかけての自由学園によ る住宅開発地に建てられた遠藤新設計の住宅や戦後 を代表する女流詩人である茨木のり子の暮らした家 も存在しています。

近年ではアニメーションの町としても知られるよ うになりました。また近隣市と共同で運営する多摩 六都科学館では幅広い研究・展示がなされ、最新の 科学の成果にふれることができます。

市内に息づいた学問・文学・文化の香りを今も感 じ、学ぶことができます。

(関連する小ストーリー・人物・事件等)

- ○寺子屋から学校、小学校への人々の学びの変遷
- ○俳人社会や武蔵野文芸会
- ○日本最初の野外博物館「民族学博物館」

(渋沢敬三、高橋文太郎、今和次郎、宮本馨太郎)

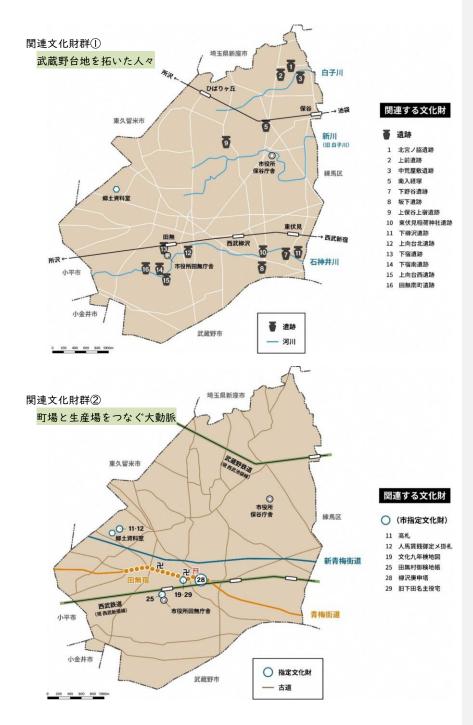
(要素の例)

上保谷学校(現・保谷小学校)・ 田無連(俳人仲間)・文芸雑誌『む さしの文芸』

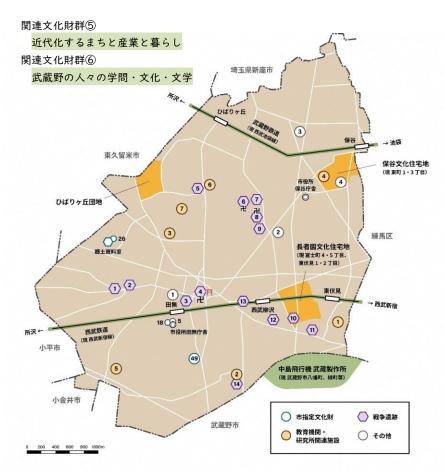
小宮家住宅(遠藤新の建築、自由学 園界隈)

日本民族学会附属研究所・博物館 道」

多摩六都科学館







関連する文化財

- 都・市指定文化財
- 18 地租改正絵図
- 49 幕末の洋式小銃
- 国登録文化財

国登 2 小宮家住宅主屋 ※ 46、国登 2 は固になし

- 教育機関・研究所関連施設
- 1 早稲田大学総合運動場 (現・早稲田大学東伏見キャンパス総合グラウンド)
- 2 武蔵野女子学院 (現・武蔵野大学)
- 東京帝国大学選学部附属豊場 (現・東大生態調和農学機構)
- 東京文理科大学・東京高等師範学校の附属農場・グラウンド (現・文理台公園)
- 5 通商産業省工業技術院電子技術総合研究所田無分室
- (現・都立田無高等学校、現・向台運動場、現・市民公園グラウンド)
- 6 東京女子薬学専門学校 (現・谷戸せせらぎ公園)
- 7 東京大学原子核研究所 (現・いこいの森公園)

- 戦争遺跡
- 1 交通安全地藏
- 平和のリング
- 半和のリンク 総持寺と戦災者慰霊塔 住友重機械工業(株)田無製造所
- 實晃院と戦死者供養地蔵菩薩立像
- 如意輪寺と和楽地蔵菩薩立像 寶樹院と六体地蔵菩薩立像
- 9 青面金剛庚申像 10 東伏見稲荷神社 11 地蔵菩薩立像
- 12 しじゅうから第二公園 13 引き込み線用のガード
- 13 引き込み線用の 14 散華乙女の碑

- その他
- 真誠学舎(現・田無小学校)
 上保谷学校(現・保谷小学校)
 芳谷学校(現・保谷第一小学校)
- 4 日本民族学会附属研究所・博物館 5 詩碑 釈迢空「田無の道」

第4章 西東京市の文化財に対する現状と課題

1 文化財を取り巻く環境 「西東京市文化財保存・活用計画」を受けて

本市では、合併前の田無市及び保谷市の文化財保護行政を受け継ぎ、指定制度による確実な文化財の保護を軸として、文化財の普及・活用事業を進めています。

特に近年は重点施策として、前計画策定中の 2015 年 (平成 27 年) 3月に国史跡に指定された「下野谷遺跡」を国及び東京都との連携を図り、未来に続く確実な保存のための整備、活用を進めています。整備では、クラウドファンディングの手法を取り入れたところ、想定を超えた支援を集めることができ、市民の文化財に対する興味と意識の高さが明らかになりました。縄文時代の竪穴式住居 2 棟などが建設された史跡整備地には 2023 年(令和5年)に市民公募により「したのや縄文の里」の愛称がつき、今後はまちづくりや学校教育等と連携した積極的な活用が期待されています。

また、指定文化財以外の文化財については、建造物をはじめとした市域の文化財の調査を継続して実施しているほか、郷土資料室の収蔵資料のデータベース化を進めています。そのような調査研究を受けて、この8年間の間に、市の指定文化財は | 件、国の登録文化財は7件が増加しました。

文化財に関係する市民団体も多く存在し、自らの学びを進めているほか、縄文の森の秋まつりなど文化財の普及啓発事業を行政と協働で行っています。特に最近では、フリーペーパーを活用した文化財の発信や、SNS を活用した古い写真の収集、市民団体による研究活動、講演会や街歩きなどの事業の開催など、新しい視点や手法で活発に行われています。

このように、指定文化財制度に基づく価値の高い文化財の確実な保護、文化財の継続的な 調査・研究、郷土資料室での文化財の管理・活用、市民や市民活動団体、関係団体との協働 による普及啓発事業等、市民の積極的な文化財保護活動など、「西東京市文化財保存活用計 画」策定後、本市での文化財行政は着実に進んでいます。

しかしながら、全国的な傾向と同様、社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化等により、文化財を保護していくことが困難な事例が増加し、指定等一定の保護を受けていない文化財が散逸、消失する傾向にあり、確実に文化財を保護する必要があります。

また、指定文化財に加え、災害などの際にも必要な文化財の把握のためのリスト作りにもなる登録文化財制度の策定や文化財の収蔵、展示、調査研究に加え市民の文化財保護活動のプラットフォームともなる「地域博物館」の設置など残された課題も多くあります。

今後は、前章までに見てきた、西東京市の多様な歴史文化、文化財を市民が共有し、自らの郷土の財産として大切に思えるよう、新たな価値を創造し、「住みたい町、住み続けたい町づくり」や心の豊かさや安定といった「ウエルビーング」の向上にも活用していくことが求められます。

2 市のこれまでの取組

(I) 文化財保存・活用の拠点

<郷土資料室 概要>

場 所 西東京市西原町四丁目5番6号 西東京市西原総合教育施設内

開室日 日曜日及び水曜日から土曜日まで(年末年始を除く。)

展示物 ジオラマによる西東京市の歴史 12 景

旧石器時代(石器)、縄文時代(土器、石斧、石鏃等)、鎌倉・室町時代(板碑等)、江戸時代(高札、韮山笠等)、明治時代(自家製乳母車等)

<郷土資料室 来室者数推移>

(単位・人)

| 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个 | | | | | | |
|----------------------------------------|-------|-----|-----|-------|-------|-----|
| | | | | | | |
| 年度 | 計 | 幼児 | 小学生 | 中·高校生 | 一般 | 団体 |
| 令和 4 年度 | 2,165 | 62 | 142 | 38 | 1,336 | 587 |
| 令和3年度 | 2236 | 155 | 210 | 52 | 1340 | 479 |
| 令和2年度 | 2044 | 138 | 224 | 39 | 1033 | 610 |
| 令和1年度 | 2269 | 80 | 268 | 36 | 1210 | 675 |
| 平成 30 年度 | 1714 | 54 | 231 | 44 | 759 | 590 |
| 平成 29 年度 | 2472 | 301 | 346 | 63 | 1141 | 621 |
| 平成 28 年度 | 2981 | 341 | 397 | 45 | 1380 | 818 |
| 平成 27 年度 | 2799 | 197 | 305 | 75 | 1395 | 827 |
| 平成 26 年度 | 2,589 | 122 | 255 | 67 | 1497 | 648 |
| 平成 25 年度 | 2,221 | 60 | 177 | 57 | 1,152 | 775 |
| 平成 24 年度 | 2,311 | 107 | 287 | 119 | 1,531 | 267 |
| 平成 23 年度 | 2,286 | 65 | 250 | 116 | 1,213 | 642 |
| 平成 22 年度 | 2,246 | 119 | 295 | 113 | 1,542 | 377 |
| 平成 21 年度 | 2,263 | 86 | 740 | 163 | 943 | 331 |

(2) 文化財普及啓発事業

| (2) / (1) | 3/13 H 1// L | 170 1 710 | | | |
|-----------------|--------------|----------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------|---------------|
| 項目 | 種別 | 事業名 | 開催日 | 場所 | 参加延べ人数 (人) |
| 夏休み | 体験 | トレジャーハンター 歴史の宝ものさがし! | 令和4年7月23日 から8月28日まで | 郷土資料室 | 32 |
| 企画 | 学習 支援 | 自由研究応援ウィーク | 令和4年7月23日 から8月28日まで | 郷土資料室 | 18 |
| | 展示 | 郷土資料室特別展 思い出の 中の風景 一定点写真で見る田無の昭和 と今一 | 令和4年10月29日 から12月25日まで | 郷土資料室 | 328 |
| 文化財 ウィー ク | 展示 | 第13回 秋の屋敷林企画 保 谷のアイ 〜尾張徳川のお鷹場〜 | 令和4年11月3日 | 下保谷四丁 目特別緑地 保全地区 | 約400 |
| | 体験 | 第16回 縄文の森の秋まつり 〜したのやムラにおかえりな さい!しーたとの一やも待っ てます〜 | 令和4年10月2日 | 下野谷遺跡 | 約 1,000 |
| その他 | 展示 | 下野谷遺跡特別展 on 下 野谷遺跡 コノシタ、ココモ、シタノヤイ セキ | 令和4年5月11日 から5月25日まで | 東伏見市民集会所 | 380 |
| | 体験 | 竪穴式住居復元工事見学会 | 令和5年2月5日 2月19日 | 下野谷遺跡 | 128 |

(3) 多摩郷土誌フェア

実施日 令和5年 | 月21日、 | 月22日 会 場 立川市女性総合センターアイム

(4) 文化財関係課の取組

〇図書館

【市刊行物による文化財情報の提供】

・文化財について記載のある市報やパンフレット・リーフレット等を配布できるよう図書 館内に設置、また図書館所蔵資料として市民に情報を提供

【公共施設等での文化財情報の提供】

・文化財に関わるイベント等情報を図書館内の掲示板掲示、配布

【下野谷遺跡等の史跡を活用した生涯学習への活用】

- ・図書館ホームページの下野谷遺跡関連資料等の紹介コーナーで市内の遺跡に関する所蔵 資料を紹介。
- ・図書館ホームページの下野谷遺跡関連写真コーナーで図書館が所蔵している下野谷遺跡 の写真を紹介。

【その他の文化財の保存・活用・発信】

・市指定文化財「地租改正絵図」「田無村御検地帳」、その他「保谷大絵図」などの図書館 所蔵資料について、電子化し西東京市デジタルアーカイブとして Web 公開。

〇公民館

【市刊行物による文化財情報の提供】

・公民館だよりの地域にかかる連載記事の中で、市の文化財や歴史文化等について紹介。 (令和4年度:第257号、第261号 令和5年度:第269号、第271号)

【公共施設等での文化財情報の提供】

・庁内他課からの依頼に基づき、文化財にかかわるイベント等情報のポスターの掲示やチ ラシの配架等

【公民館・図書館と連携した意識啓発事業の実施】

・下野谷遺跡や戦争遺跡等を取り上げた主催講座を開催した。

<令和4年度>

- ・芝久保公民館が、社会教育課と共催で、親子おたのしみ企画「ドキ土器考古学〜縄文時 代にタイムスリップ〜」を開催
- ・芝久保公民館主催で、市内の戦争遺跡を巡る平和について考える講座「この町にも戦争があった~戦跡フィールドワーク~」を開催。
- ・保谷駅前公民館が、髙橋家屋敷林保存会と共催で、旧高橋家母屋を会場に旧下保谷村の 民俗を追体験する、地域講座「瞽女唄が聞こえる」を開催。

<令和5年度>

- ・芝久保公民館が、社会教育課と共催で、親子おたのしみ企画「ドキ土器考古学〜縄文の おうち探検と土器作りに挑戦!」を開催
- ・芝久保公民館が、市内の戦争遺跡を巡る平和について考える講座「このまちにも戦争が あった 中島飛行機武蔵製作所と空襲遺跡を辿る」を開催。

〇産業振興課

【農とのふれあいによる地域の歴史・文化の理解の充実】

・市内小学生を対象として「蔵の里」にて、昔と今の農業、農具の違い等の学習を実施。 令和 4 年 2 校計 5 回実施。

○教育指導課

【出前授業への講師派遣】

・出前授業への講師の派遣/取組:総合的な学習の時間(ふるさと探究学習)等を通して、 小学校での下野谷遺跡について調べ学習等を行った。また、小学校第3学年の社会科の 時間では、昔の道具に関する出前授業を実施。

【文化財を活用した学習の推進】

・文化財等を活用した学習の推進/郷土意識の醸成のため、授業において、下野谷遺跡等、本市における文化財や郷土資料室の活用を推進した。小学校の社会科見学で、下野谷遺跡への見学を推進した。

○協同コミュニティ課

【文化財等に関する生涯学習の充実】

・市内戦争遺跡を巡る、ピースウォークを実施。

〇みどり公園課

【文化財等に関する生涯学習の充実】

・西東京市の公園ボランティア育成のため、「ボランティア養成講座」を毎年実施しており、令和4年度については、公園活用やボランティア活用事例紹介、ボランティアのはじめかたについての内容で講座を実施。

【みどりの景観を活用した地域の魅力づくりの推進】

・西東京自然を見つめる会の協力により「みどりの散策マップ」(平成 29 年 3 月発行)を作成。本マップにおいては、みどりや文化財等の地域資源を考慮した散策コースを設定し、コロナ禍での中止を除き、年 4 回、「みどりの散策路めぐり」を実施。

【自然的・歴史的な景観の保全と魅力ある景観形成】

・下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画(令和4年3月発行)に基づき、下保谷四 丁目特別緑地保全地区において、景観を保全しつつ、将来的な常時施設開放に向けて、 市内造園業者との契約で、高木の段階的な強剪定等に取り組みつつ、髙橋家屋敷林保存 会による日常の維持管理、一般開放や季節のイベントを実施した。

3市民の意識調査

(1) 各調査実施概要

市民意識を把握するため、次のアンケート及びヒアリングを実施しました。

① 市民アンケート

調査対象 : 西東京市住民基本台帳に登録された | 5 歳 (高校生) 以上の男女個人

標本数: 1987件(2000件配布、13件宛所なしにより返送)

抽出方法 :住民基本台帳より無作為抽出

調査方法 :郵送によるアンケート調査票の配布・回収(紙面または WEB 回答)

調査期間 : 令和5年 | 0月 | 7日(火) ~ | 0月 3 | 日(火)

質問内容 : ○ 文化財全般に対する普段の意識

○ 市内文化財や文化財に関わる取組の認知・参加経験

○ 文化財の保存・活用を推進する為に必要な場や機能

有効回収 : 538 票 (有効回収率 27.1%)

② 小・中学生アンケート

調査対象 : 市内の小・中学校に通う児童(小学校5年生)・生徒(中学校3年生)

標本数 : 595 人 (小学生 258 人、中学生 337 人) 調査方法 : 学校を通して紙アンケートの配布・回収 調査期間 : 令和 5 年 10 月 17 (火) ~ 10 月 31 日 (火)

質問内容 : ○ 文化財全般に対する普段の意識

○ 市内文化財や文化財に関わる取組の認知・参加経験 ○ 文化財の保存・活用を推進する為に必要な場や機能

有効回収 : 563 票 (有効回収率 94.6%、小学生 241 票、中学生 321 票)

※①及び②の調査分析における田無地域と保谷地域は下記の通り区分しています 田無地域・・・田無町、南町、西原町、緑町、谷戸町、北原町、向台町、芝久保町 保谷地域・・・新町、柳沢町、東伏見町、保谷町、富士町、中町、東町、泉町、住吉町

ひばりが丘、ひばりが丘北、栄町、北町、下保谷

③ 市民活動団体へのヒアリング調査

調査対象 : 文化財に関わる市民活動団体 調査期間 : 令和5年 | 1 月~ 12 月

対象団体数 : 2 団体 (西東京市北東部地域協力ネットワーク、速間流田無ばやし保存会) (12/05 時点) +田無神社、東伏見商栄会、下野屋の自然と文化を記録する会に実

施予定

(2) 市民(15歳以上)の意識調査結果

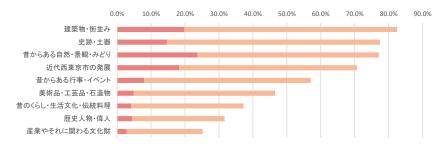
■ 市民の文化財への興味

- ✓ 文化財への興味がある市民(「とても興味がある」「やや興味がある」の合計)は第Ⅰ期計画策定時 には 61.3%に対して、本調査では 58.4%とほぼ変化は見られませんでした。
- ✓ 一方で文化財への興味がない市民(「あまり興味がない」「ほとんど興味がない」の合計)は第 1 期 計画策定時の 20.7%に対して、本調査では 17.1%となっており、やや減少しています。



■ 市民が認知している文化財

N=530

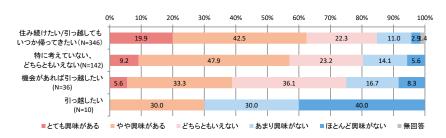


■見た(聞いた)ことがあり、市外の人に紹介できる

属性別の分析

〈西東京市に住み続けたい市民の文化税への興味〉

✓ 「西東京市に住み続けたいと思うか」と「文化財の興味」の質問をクロス分析した結果、「住み続けたい」と考えている人の方が、文化財に対して興味を持っている傾向が見られました。

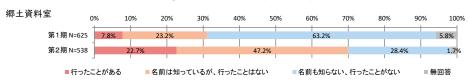


■ 下野谷遺跡と郷土資料室の認知度

✓ 第 | 期計画策定時と比較して、本調査では認知している市民(「行ったことがある」「名前は知っているが行ったことはない」の合計)は | 17.9%増となりました。



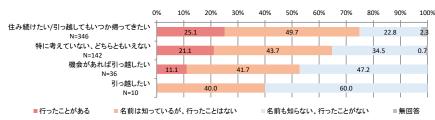
- ダ 第 | 期計画策定時と比較して、本調査では認知している市民(「行ったことがある」「名前は知っているが行ったことはない」の合計)は39%増となりました。
- ✓ 一方で「行ったことがある」市民は22.7%と、市民の方の来訪経験はまだ少ないといえます。



○属性別の分析

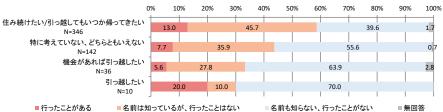
〈西東京市に住み続けたい市民の下野谷遺跡の認知度〉

✓ 住み続けたいと思っている市民が下野谷遺跡への来訪経験が多い傾向にありました。



〈西東京市に住み続けたい市民の郷土資料室の認知度〉

✓ 住み続けたいと思っている市民が郷土資料室への来訪経験がやや多い傾向にありました。



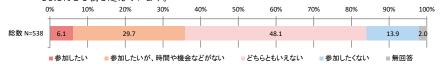
■ 文化財を保存することの意味(複数選択)

✓ 「魅力的なまちになるから」「文化財に関わる活動やイベントを通して地域付き合いができるから」 といった項目の回答割合が低く、文化財を守ることで、生活の豊かさや、暮らしやすさに寄与して いる、と感じている市民は少ないといえます。



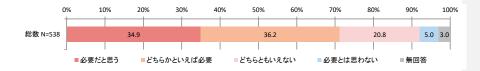
■ 文化財に関わる活動に参加する意思

✓ 参加したいと考えている市民(「参加したい」「参加したいが時間や機会などがない」の合計)は 36.8%と3割を超えています。



■ 文化財の保存活用を推進する為の場や機能について

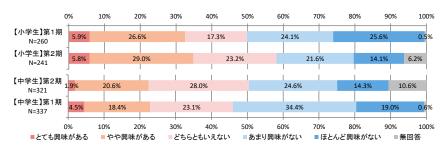
✓ 文化財の保存活用を進める博物館のような場が必要だと感じている(「必要だと思う」「どちらかといえば必要」の合計)は71.1%となっていました。



(3) 小学生・中学生の意識調査結果

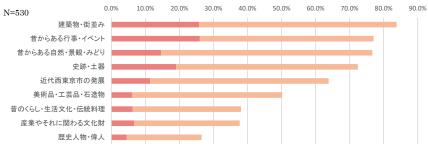
■ 小中学生の文化財への興味

✓ 小中学生ともに文化財に興味がある学生(「とても興味がある」「やや興味がある」の合計)はほぼ変化が見られず、小学生の 34.8%、中学生の 22.9%が文化財に興味を持っていました。



■ 小中学生が認知している文化財

✓ 「昔の暮らし・生活文化・伝統料理」「産業やそれに関わる文化財」など、西東京市の生活や産業 に関わる文化財への認知度が低い傾向が見られました。



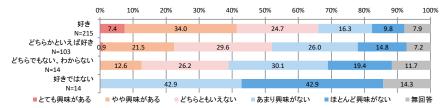
■見た(聞いた)ことがあり、市外の人に紹介できる

■見た(聞いた)ことはあるが、よく知らない

属性別の分類

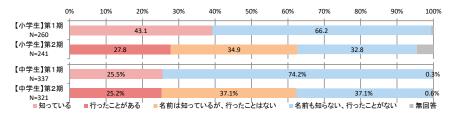
〈西東京市を好きな小中学生の文化財への興味〉

✓ 西東京市を好きと答えた小中学生の方が、文化財への関心が高い傾向が見られました。

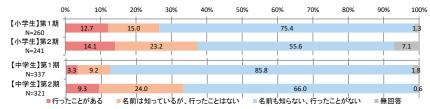


■ 下野谷遺跡と郷土資料室の認知度

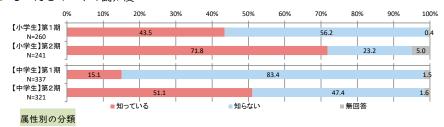
✓ 小中学生共に、下野谷遺跡の認知度(「行ったことがある」「名前は知っているが、行ったことはない」の合計)が上がっており、小学生は 43.1%から 62.7%に 19.6%増、中学生は 25.5%から 62.3%に 37.4%増となりました。



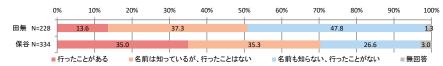
✓ 小中学生において、郷土資料室の認知度(「行ったことがある」「名前は知っているが、行ったことはない」の合計)は上がっているものの、「行ったことがある」は、小学生は 12.7%から 14.1%、中学生は 3.3%から 9.3%と大きな変化は見られませんでした。



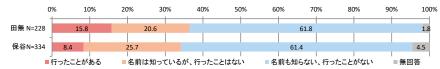
■ しーたとの一やの認知度



〈小中学校の所在地別、下野谷遺跡への来訪経験〉

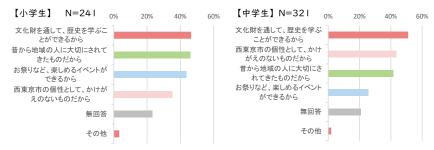


〈小中学校の所在地別、郷土資料室への来訪経験〉



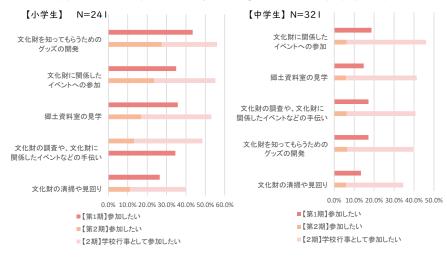
■ 文化財を保存することの意味(複数選択)

✓ 小中学生共に「昔から地域の人に大切にされてきたものだから」の回答が4割以上と高く、身の回りの大人たちの文化財への想いから文化財の大切さや価値を学んでいると考えられます。



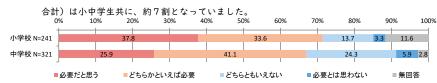
■ 参加してみたい活動(複数選択)

- ✓ 小学生が最も参加してみたい活動は「文化財を知ってもらうためのグッズの開発」となっており、 歴史・文化に関連するアウトプットの場が必要とされているとも考えられます。
- ✓ 中学生においては「学校行事として参加したい」が3割と高く、学校教育の重要性が伺えます。



■ 文化財の保存活用を推進する為の場や機能について

✓ 博物館のような場や機能が必要だと考えている学生(「必要だと思う」「どちらかといえば必要」の



(4) 市民活動団体・商店会等の活動及び意識の状況(12/05 時点)

■ 活動状況

本市における市民活動団体の活動状況の一例として、次のような動きが見られます。

- ・西東京市の歴史・文化を学ぶ為に、歴史をよく知る地域の方を招いての講座の実施
- ・文化財マップを活用したまちあるきなどの実施
- ・お祭りにおける田無囃子の披露や、田無囃子の後継者の育成

■ 文化財の保存・活用に対する意見

〈西東京市の歴史や文化財の PR や学習環境について〉

- ・文化財マップを持って散策(まち歩き)を行っているが、コースなどが設定してあるので 面白い。一方でマップを配布している場所がわかりづらく周知が行き届いていない。
- ・地域の歴史や大切な文化財について知っている人はたくさんいる。その人たちから直接話 を聞く機会が重要。
- ・下野谷遺跡というスポットはあるが、市の歴史や文化財の全体を語れる場所がない
- ・文化財を守ることにもお金がかかっているということも含めて教育していく必要がある

〈歴史や文化財の保存について〉

- ・西東京市の伝統を継承することが困難。年々人が減ってきている。
- ・写真や動画で積極的に保存していく事で、いざ口伝などの文化が途絶えてしまっても復元 できる可能性があるのではないか。
- ・町ぐるみで大切にしようとしないと、守っていくことは難しい

〈市民活動の展開について〉

- ・市の持っている学校や歴史人とのつながりを生かして市民活動を助けてほしい
- ・神社などのお祭りだけでなく、市内のイベントにも市の文化を披露できる場があると良い
- ・小中学校で文化に関する教育を充実させてほしい。

4 文化財の保存・活用の課題

文化財の保存・活用の課題

- (1) 各調査から見えた課題
- ○興味がない、文化財を認知していない市民の減少
 - →下野谷遺跡をはじめとする普及事業の効果の可能性。
 - ⇔一方で興味がある市民は増えていない。
- ○学校教育では一定の効果がみられるが、文化財へのアクセスのし易さで効果が異なる。
- ○文化財により、西東京市市民といったアイデンティティは持ちにくい。持っていない。
- ○文化財を通じた活動によって社会とつながる感覚をもっていない。
- ○しーたとの一やなどキャラクターによる普及は一定の効果がある(特に児童)
- ○博物館のような文化財保護の拠点を求める声は70パーセントを超える。

(2) 第 | 期計画を踏まえた今後の課題

継続課題

- ○指定文化財に加えた新たな文化財保護制度の確立(登録文化財制度)
- ○文化財の把握
- ○確実な文化財の保存・継承
- ○多様な連携
- ○文化財保護の拠点施設(地域博物館)の設置

新たな課題

- ○文化財の把握、記録、情報発信の新たな手法の開発 (デジタルの活用) が必要
- 〇市の文化財を総説する資料が必要(西東京市史)
- ○文化財を認知していない市民が一定数いる
- ○文化財に興味を持つ市民が学ぶ場、活躍する場が少ない

第5章 今後の文化財保存・活用の基本的な考え方

| 西東京市の文化財保存・活用の基本理念

6つのストーリーで例示したように、本市には縄文時代以前から現代までつながる長く 多様で豊かな歴史文化が息づいています。

古くは4万年前から人々が闊歩し、4~5千年前の縄文時代には関東有数の大集落が下野谷遺跡に現れます。その後、一定のいまだ不明確な期間を置きながら、地域ごとに様々な歴史文化が育まれてきました。縄文時代に地域の拠点となった下野谷遺跡に残る大集落、江戸の流通の一角を担った青梅街道と田無宿、日本初の野外博物館である民族学博物館等、戦後の都市近郊の庶民生活を象徴するひばりが丘団地など、それぞれの時代に地域の歴史の中心的な役割を担ってきましたが、現代ではそのことが見えにくくなっています。そのような貴重な歴史文化をここで再認識し、未来につなげていく必要性があります。今なお残る文化財は、地域の歴史文化を後世につなぐ貴重な財産であり、このことに重要な役割を持ちます。さらに、その価値は、より地域の魅力を引き出し、そこに住む人々のアイデンティティを形成し、西東京市の郷土意識の基盤となるものと考えられます。

武蔵野台地を拓き、豊かな生活をめざし、努力や工夫を重ね暮らしてきた人々の多様な歴史文化を知り、そこから学ぶことによって、その魅力や価値を自らや地域の誇りとし、「ふるさと」西東京市という意識に支えられた豊かで安定した現在の暮らしをより輝くものとするためには、歴史文化をつなぐ貴重な文化財を、その周辺環境も含め整備し、確実に保存することが重要です。

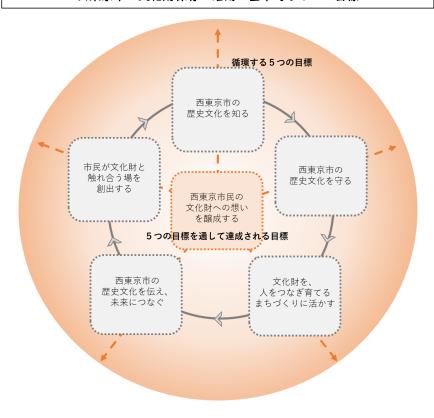
歴史文化の息づく街で一人一人が輝き、またまちの魅力を広く発信し、未来を創る子供たちにも貴重な文化財を継承していくために、本市の文化財保存・活用の理念を以下のとおりに定めます。

縄文から未来につなぐ文化財 守りはぐくむ、ふるさと西東京市

2 西東京市の文化財保存・活用に関わる目標

本計画では、(I)で定めた理念に基づき、市域における文化財の現状とそれを取り巻く 課題を踏まえて、他の行政分野の計画や施策と整合を図りつつ、今後の文化財保存・活用の 基本的な目標を次のように整理し、この目標を達成するための施策を展開します。

「縄文から未来につなぐ文化財 守りはぐくむ、ふるさと西東京市」の理念に基づいた 西東京市の文化財保存・活用の基本的な6つの目標



基本理念に基づく目標 目標達成の課題

西東京市の 歴史文化を知る

- 情報発信が不足
- ・未指定の調査・把握が不十分
- ・西東京市の歴史と文化財を総説する資料の不足

・身近な文化財を市民が知れる機会が少ない (市民の文化財の認知度が低い)

西東京市の 歴史文化を守る

- ・指定文化財に加えた粟原な文化財保護制度の確立
- ・匠の技や囃子などの無形文化財の担い手確保と伝承
- ・写真や音声による文化財の把握(アーカイブ化)
- ・未指定文化財の保存が不足

文化財を、 人をつなぎ育てる まちづくりに活かす

- ・商店街/大学/市民団体/自治会(地域ネットワーク)
- の連携不足
- ・街中に文化財に親しめる場所がない
- ・若者参画しやすい場がない
- ・文化財を通じて社会や地域コミュニティと繋がる感覚 を持っていない。

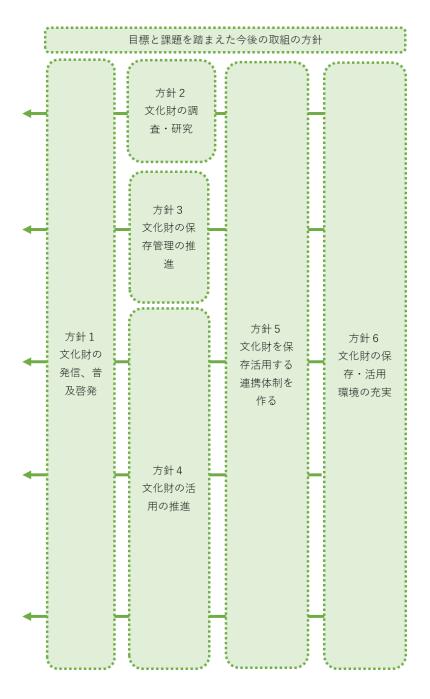
西東京市の 歴史文化を伝え、 未来につなぐ

- ・学校教育
- ・小中校の歴史文化教育において連続性がない
- ・文化創造の場などアウトプットの場がない
- ・文化財に興味を持つ市民が学ぶ場、活躍する場が不足
- ・歴史文化以外での媒体における発信が不足

市民が文化財と 触れ合える場/環境を 創出する

- 〇下野谷遺跡
- ・継続的な整備(ガイダンス機能の強化)
- ○郷土資料室
- ・来客数が横ばい。
- ○博物館
- ・博物館のような文化財保護の拠点を求める声は70パーセントを超える)

場/環境の整備



第6章 目標を達成するための取組

Ⅰ 取組の体系

| 取組の方針 | | 取組の方向性 | | 具体的な取組 |
|------------------------|-----------------|----------------------------|---|-------------|
| 方針1 文化財の発 信、普及啓発 | → 1-1 | 文化財情報の公開・発信 | > | 0 0 0 |
| 方針2 | 2-1 | 文化財の計画的で総合的な調査の推進 | > | 0 0 0 |
| 文化財の調査・研究 | | 文化財の記録 | > | 0 0 0 |
| 方針3 | 3-1 | 文化財の保存管理対策の推進 | > | O O O |
| 文化財の保存 | > 3-2 | 文化財の担い手の育成・支援 | > | O O O |
| 管理の推進 | 3-3 | 文化財保護制度の充実 | > | 0 0 0 |
| 方針4 文化財の活用 の推進 | > 4-1 | 文化財を活かした地域の魅力作り | > | O O O |
| 方針5 | 5-1 | 都市計画と連携した文化財 保存・活用の環境作り | > | O O O |
| 文化財を保存活用する連携 | > 5-2 | 推進体制の充実 | > | 0 0 0 |
| 体制の強化 | 5-3 | 関係する機関・団体との連携強化 | > | 0 0 0 |
| | 6-1 | 文化財を活用した学校教育等の充実 | > | O O O |
| | 6-2 | 生涯学習と連携した文化財に親しむ 機会作り | > | 0 0 0 |
| 方針6 文化財の保 | 6 −3 | 文化財に関わる市民活動と その発信の推進 | > | 0 |
| 存·活用環境 の充実 | 6-4 | 文化財の保護・学習拠点の整備充実 | > | 0 |
| | 6-5 | 新たな保存・活用拠点の設置検討 | > | 0 0 0 |
| | 6-3 | 文化財に関わる市民活動と その発信の推進 | > | 0 0 0 |

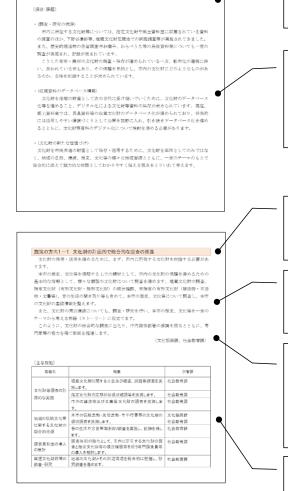
2 取組内容

(1) 各柱における取組内容

施策の柱1 文化財の調査・研究

本市の文化財に関する現状・課題を踏まえて、施策の柱やその具体的な取組内容を定めて 文化財の保存と活用を総合的に推進していきます。

なお、「第5章 2各施策の取組内容」の見方は次をご覧ください。



施策の柱

本計画では、施策を展開する上での 柱として、5つ設定しています。

現状・課題

「施策の柱」に関連する社会情勢や 市を取り巻く環境の変化と今後の動 向を踏まえて、施策の現状と市の取 組、今後の課題を示しています。

施策の方向

「施策の柱」を推進するための方向 性を示しています。

施策の方向(説明文)

「施策の方向」の具体的な市の取組 内容を示します。

関係所管課

具体的な市の取組内容に関係する所管課を記載しています。なお、西東京市組織規則で定められた組織順で表示しています。

主な取組

具体的な市の取り組み内容の詳細と 所管課を示しています。

取組の柱 | 文化財の発信、普及啓発

(現状·課題)

・(文化財の普及啓発と活用)

文化財の活用に当たっては、まず、その文化財を知り、重要性を理解することが望まれます。魅力的な形で、わかりやすくその価値を伝えることが、文化財を共通の財産として理解し、今後、どのように保存・活用し、未来へ継承したらよいかを考える機会となります。例えば、市民が手にとりやすい文化財ガイドブックやホームページコンテンツの充実等、利用しやすい情報の発信が求められます。

■ 文化財に親しめる刊行物等の作成

| 概要 | 取組主 | .体 | 所管課 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|--------------------------------|
| ・文化財マップの充実を図り、身近にある文化財を知り、親しむ環境を整えます。 ・定期的に発行している市報、教育広報紙等の各種刊行物によって、市内の文化財、歴史文化等の情報を提供します。 ・文化財についてのパンフレット・リーフレット等によって、情報を提 | 市民 | 市 | 社会教育課 秘書広報課 教育企画課 公民館 |
| 供します。 | | | 4 1/16 |

■ デジタル技術を活用したインターネットでの文化財情報の発信

| - ファルス間と沿力したインフェーフトでの人間が開催の沿曲 | | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|---|------------------------------------------|
| 概要 | 取組主体 | | 本 | 所管課 |
| ・市・図書館ホームページの文化財に関するコンテンツの充実を図ります。 ・市民にわかりやすい手段として、スマートフォンアプリ等での文化財 等情報の発信も始めており、動画等のさらなるコンテンツの充実について、検討を進めます。 | 市民 | 所有者 | 규 | 社会教育館 図書政 企画政報 企動生 秘書 が報課 |
| ・地域のコミュニティラジオやケーブルテレビ等への情報提供等をはじめ、各種報道機関等を活用した情報の発信を進めます。 | | | | 情報推進課 |

■ 連携したイベントでの情報発信

| 概要 | 取組主体 | | 取組主 | | 体 | 所管課 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-----|----------------|---|-----|
| ・多摩北部都市広域行政圏協議会の連携により、文化財情報を広く提供 していきます。 ・多摩六都科学館と連携を図り、学際的な文化財情報の発信を検討しま す。 | 市民 | 所有者 | 市 | 企画政策課 社会教育課 | | |
| ・多摩郷土誌フェア等、26 市の連携を図り、文化財情報を提供します。 | | | | | | |

■ マスコットキャラクターの使用等による周知拡大

| 概要 | 取組主体 | | 体 | 所管課 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|---|----------------|
| ・商店会の実施する企画提案型イベントや一店逸品事業等に下野谷遺跡 キャラクター「しーた・のーや」等の活用を視野に入れ、地域の活性化 を図るともに文化財の周知を図ります。 | 市民 | 所有者 | 市 | 産業振興課 社会教育課 |
| | | | | |

取組の柱2 文化財の調査・研究

(現状·課題)

・(調査・研究の推進)

市内に所在する文化財等については、指定文化財や郷土資料室に収蔵されている資料の調査のほか、下野谷遺跡等、埋蔵文化財包蔵地での試掘、内容確認調査等が実施されてきました。また、歴史的建造物の悉皆調査やお囃子、わらべうた等の民俗資料等についても一定の調査が実施され、記録が残されています。

こうした有形・無形の文化財の調査・保存が進められている一方、都市化の進展に伴い、 失われている例もあり、その保護を目的とし、市内の文化財にどのようなものがあるのか、 全体を把握することが求められています。

・(収蔵資料のデータベース構築)

文化財を地域の財産として次の世代に受け継いでいくために、文化財のデータベース 化等を進めること、デジタル化による文化財等資料の保存が求められています。現在、郷土資料室では、民具資料等の収蔵文化財のデータベース化が進められています。将来的には活用しやすい環境づくりとして公開を視野に入れ、引き続きデータベース化を進めるとともに、文化財等資料のデジタル化について検討を進める必要があります。

・(文化財の新たな価値づけ)

文化財を市民共通の財産として保存・活用するために、文化財を単体としてのみではなく、地域の自然、環境、歴史、文化等の様々な地域資源とともに、一定のテーマのもとで総合的にとらえて魅力的な物語としてわかりやすく伝える視点を取り入れ、新たな価値づけを行います。

取組の柱2(1) 文化財の計画的で総合的な調査の推進

文化財の保存・活用を進めるために、まず、市内に所在する文化財を把握する必要があります。

本市の歴史、文化等を理解する上での題材として、市内の文化財の保護を進めるための基本的な情報として、様々な類型の文化財について調査を進めます。埋蔵文化財の調査、指定文化財(有形文化財・無形文化財)の現状確認、未指定の有形文化財(建造物・石造物・文書等)、昔の生活の聞き取り等も含めて、本市の歴史、文化等について調査し、本市の文化財の基礎情報を整えます。

また、文化財の周辺環境についても、調査・研究を行い、本市の歴史、文化等を一定のテーマから考える物語(ストーリー)に役立てます。

このように、文化財の総合的な調査に当たり、庁内関係部署の連携を図るとともに、専門 家等の協力を得て取組を推進します。

(文化振興課、社会教育課)

■ 文化財等調査の計画的な実施

| 概要 | 取 | 組主 | 体 | 所管課 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|---|-------|
| 埋蔵文化財の保存のため、開発の事前調査や遺跡の内容確認調査などを 実施します。 指定文化財の定期的な現状確認等を実施します。 市内の建造物及び文書等文化財の調査を実施します。 | 市民 | 所有者 | 市 | 社会教育課 |

■ 地域の伝統文化等に関する文化財の総合的把握

| | 概要 | 取 | 組主 | 体 | 所管課 |
|----|---------------------------------------------------------------------|----|-----|---|----------------|
| す。 | 市の伝統芸能・民俗芸能・年中行事等の文化財の現状調査を実施しま 。 の生活や方言等の聞き取り調査を実施し、記録を残します。 | 市民 | 所有者 | 市 | 文化振興課 社会教育課 |
| 1 | | | | | |

■ 調査員制度の導入の検討

| 概要 | 取 | 取組主体 | | 所管課 |
|--------------------------------------------------------------|----|------|---|----------------|
| 調査体制の強化として、市内に所在する文化財の調査と指定文化財等の 現況確認等を担う専門調査員等の導入を検討します。 | 市民 | 所有者 | 市 | 企画政策課 社会教育課 |

■ 関連文化財群等の調査・研究

| 概要 | 取組主任 | 体 | 所管課 |
|----------------------------------|------|---|-------|
| 地域の文化財とその周辺環境を総合的に把握し、研究調査を進めます。 | 市民者 | 市 | 社会教育課 |
| | | | |

取組の方向2(2) 文化財の記録

市内の文化財を守り、後世に引き継ぐため、文化財について整理·記録することによって、 その所在と価値を明らかにします。

図書館では、古文書、絵図等のデジタル化等を実施し、整備・保存するとともに、郷土資料室では、土器や民具資料等のデータベース化や各種調査結果報告書の刊行を進めます。

また、文化財等資料のデジタルデータ化や映像の記録化とともに公開を進め、市民が活用しやすい環境を整備します。

(社会教育課、図書館)

■ 文化財に関わる資料等の整備

| 概要 | 取組主体 | | | 所管課 |
|-------------------------------------|------|-----|----|-------|
| ・地域・行政資料室において、歴史文献、民俗文献等図書資料を整備します。 | 市 | 所有「 | 市 | |
| ・地域・行政資料室において保存している歴史的資料(検地帳、地租改 | 民 | 者 | ιħ | 図書館 |
| 正絵図、写真パネル等)の活用を進めます。 | | | | 社会教育課 |
| 郷土資料室の収蔵資料を整備します。 | | | | |
| 実施した文化財に関わる各種調査結果の報告書等の刊行を進めます。 | | | | |

■ 文化財資料等のデジタル化の推進

| 概要 | 取 | 取組主体 | | 所管課 |
|----------------------------------------------------------------------------------|----|------|---|--------------|
| 歴史的資料(地租改正絵図、写真等)及び収蔵品に関わる資料のデジタルデータ化を推進します。 ・無形文化財(お囃子等)等の伝統文化に関する映像記録を作成してい | 市民 | 所有者 | 市 | 社会教育課 図書館 |
| きます。 | | | | |

■ 市の歴史に関する副読本等の編集

| 概要 | 取 | 組主 | 体 | 所管課 |
|------------------------------|----|-----|---|-------|
| 市の歴史・文化に関する副読本等の編集・刊行を検討します。 | 市民 | 所有者 | 市 | 社会教育課 |
| | | | | |

■ 西東京市史編纂の検討(新規)

| ■ 日本小中文編纂・ハス的(新元) | | | | |
|-------------------|----|-----|---|-------|
| 概要 | 取 | 双組主 | 体 | 所管課 |
| | 市民 | 所有者 | 市 | 社会教育課 |
| | | | | |

取組の柱3 文化財の保存管理の推進

(現状·課題)

・(これまでの制度整備)

本市では、文化財の保存・活用に当たり、平成 13 年に「西東京市文化財保護条例」を制定し、平成 15 年には「西東京市文化財指定基準」を設ける等の制度面の整備を進めてきました。

・(持続可能な保護制度・施策)

文化財の保存・活用を進めるために、文化財保護制度と関連する諸制度を活用し、文化財とその周辺環境を一体的に保全・保護することも視野に入れ、その文化財を体系的に位置付け、一貫性をもった措置を講じる必要があります。

・(必要な支援制度の整備・充実)

文化財の保存に当たり、文化財の特性や所有・管理状況に応じた適切な対応・支援が必要です。維持管理等の相談対応や修復に当たっての負担軽減等の支援の充実も重要です。

・(市登録文化財制度の導入検討)

文化財の保存に当たり、指定制度よりも、広範囲で柔軟に文化財を保護する制度として、 登録文化財制度があります。

登録文化財制度は、指定文化財制度を幅広い範囲で補完するものです。また、推薦の過程等において、市民の文化財保護に対する意識の醸成が期待され、文化財をより身近なものと位置付けることにも役立ちます。今後の登録文化財制度の導入に向けて、検討を進める必要があります。

施策の方向3-1 文化財の保存管理対策の推進

指定文化財等の劣化や破損等を防止するために、専門機関からの助言等を受け、文化財の 特性・所有状況に応じた保存・管理等の支援をします。

文化財の保存施設では、防犯・防災設備の設置や防火等の安全対策を図ります。

また、行政各部署の地図データシステム等の連携を進め、地図情報の一体的な管理を進めます。

市内に所在する文化財は、類型や所在、管理方法が多様であり、その収蔵情報を総合的に 把握する収蔵システム構築の検討を進めます。

(情報推進課、危機管理室、資産税課、社会教育課)

■ 文化財の保存管理の充実

| 概要 | 取組 | 主体 | 所管課 |
|------------------------------------------------------------|----|----|---------------|
| ・国・都・市それぞれの指定文化財等の保存・管理を進めます。 ・指定文化財(民間所有)の保存・管理を支援します。 | 市民 | 市市 | 資産税課 社会教育課 |
| | | | |

■ 未指定文化財の保存管理の充実(新規)

| 概要 | 取組主体 | 所管課 |
|----|------|-----|
| | 市民者市 | |
| | | |

■ 文化財・文化財保存施設における安全対策の強化

| 概要 | 取組主体 | | 体 | 所管課 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|---|----------------|
| ・指定文化財の安全対策について、所有者に周知を図ります。 ・指定文化財およびその保存施設における防犯・防火対策の促進/定期的 な防火訓練の促進及び指導の充実を図ります。 | 市民 | 所有者 | 市 | 危機管理課 社会教育課 |
| | | | | |

■ 文化財保存管理情報の連携

| ■ 人们对你行首经情報の是J% | | | | | | | |
|--------------------------|------|-----|-----|----------------|--|---|-----|
| 概要 | 取組主体 | | | 取組主体 | | 体 | 所管課 |
| 庁内地図データシステム等の連携と充実を図ります。 | 市民 | 所有者 | 市 | 情報推進課 社会教育課 | | | |
| | | İ | , , | | | | |

■ 収蔵システムの構築・運用

| 概要 | 取組主 | .体 | 所管課 |
|---------------------------------|-----|----|-------|
| 文化財の記録・保存のための収蔵システムの構築・活用を図ります。 | 市民 | 市 | 社会教育課 |
| | | | |

施策の方向3-2 文化財の担い手の育成・支援

有形文化財(建造物・美術工芸等)の維持・管理や無形文化財(伝統芸能・民俗芸能等)の担い手の知識・技術の向上や育成を支援するとともに、伝統文化行事の取組を支援します。 指定文化財等の所有者に対して、文化財の維持管理や活用についての相談対応等、細やかな支援を行います。

無形文化財等の担い手団体などに対しては、伝承の機会提供をするとともに、活動や伝承 についての課題に専門的な助言等をし、担い手の育成・支援を進めます。

(文化振興課、協働コミュニティ課、社会教育課)

■ 文化財所有者への支援

| 概要 | 取組主体 | | 体 | 所管課 |
|----------------------------------|------|-----|---|---------------|
| 文化財所有者に対する維持管理方法等の専門的助言・支援を行います。 | 市民 | 所有者 | 中 | 資産税課 社会教育課 |
| | | | | |

■ 無形文化財等の担い手の育成・支援

| 概要 | 取組主体 | | 取組主体 | | 体 | 所管課 |
|---------------------------------------------------------------------------------|------|-----|------|------------------------|---|-----|
| ・無形文化財の担い手の育成を支援するとともに、伝統文化行事の取組 を支援します。 ・無形文化財保持団体等が行う自主企画事業やイベント等の課題につい | 市民 | 所有者 | 市 | 文化振興課 協働コミュ ニティ課 | | |
| ての専門的な助言等を行います。 | | | | 社会教育課 | | |

■ 地域の特色ある技術や産業の継承への支援(新規)

| 概要 | 取組主体 | | | 所管課 |
|----|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 所有者 | 市 | |
| | | | | |

施策の方向3-3 文化財保護制度の充実

文化財保護審議会での調査審議や研究を進めることによって、指定文化財制度の効果的 な運用や文化財の保存及び活用に努めます。

また、指定文化財等の修復や維持等、所有者の負担軽減や活用に関する支援等の検討を進め、制度の充実を図ります。

市域から失われつつある文化財を保護するため、指定文化財制度を補完し、文化財を幅広くとらえる登録文化財制度等の導入を検討し、市民がより身近なものとして文化財を認識できる仕組みづくりに努めます。

(社会教育課)

■ 文化財保護審議会の運営

| 概要 | 取組主体 | | 体 | 所管課 |
|--------------------------------------------|------|-----|---|-------|
| 文化財保護審議会を運営し、文化財の保存・活用について調査審議し、その研究を進めます。 | 市民 | 所有者 | 市 | 社会教育課 |
| | | | | |

■ 市指定文化財制度の継続的な運用

| 概要 | 取組主体 | 所管課 |
|-----------------------------------------------------------------------|------|-------|
| 市指定文化財制度の継続的な運用を図り、支援内容の充実を検討します。 ・市域に存在する文化財を調査し、そのもののうち、重要なものを指定 | 市民者市 | 社会教育課 |
| する等、保存活用のための措置を講じます。 | | |

■ 市登録文化財制度の導入検討

| 概要 | 取組主体 | | 体 | 所管課 |
|---------------------------------------------------|------|-----|---|-------|
| 文化財をより幅広く保護し、指定文化財制度を補完する制度として、市登録文化財制度の導入を検討します。 | 市民 | 所有者 | 市 | 社会教育課 |
| | | | | |

取組の柱4 文化財の活用の推進

(現状:課題)

・(学校教育においての普及啓発と活用)

次世代を担う子どもたちが、地域の歴史や文化を理解し、考える際に、地域の文化財は 適切な題材となります。学校の教育活動の中で、郷土の歴史や文化を学ぶ環境づくりがな されるとともに、文化財を地域の財産として守り、受け継いでいく意識を醸成していくこ とが求められます。

・(生涯学習においての普及啓発と活用)

出前講座等のアンケート結果からは、文化財についての知識や学習機会を求める意見が多く、市民の学習意欲を高める機会の提供が求められています。公民館や図書館等と連携を図り、文化財に関連した取組等、市民が学ぶ環境づくりが重要です。

・(市民参画による普及促進)

地域の文化財等を保存するためには、市民の理解・協力が不可欠です。文化財の周辺環境の維持や文化財制度の運用に当たっては、市民や市民活動団体の参画や地域社会との 連携等により推進することが重要です。

・(地域の活性化等への活用)

文化財等を活用した地域の活性化を展開するには、市内事業者や商店会等と連携し、歴史・文化を活かしたまちづくりの仕組みづくりが望まれます。

施策の方向4-1 文化財を活かした地域の魅力づくり

文化財やその周辺環境を地域の資源に位置付け、地域の賑わいの創出や誇りを持てる魅力として活かしていきます。

本市の歴史、文化等を物語る文化的景観を活用した散策路の設定や散策イベント等を実施し、地域の魅力を体験できる機会を提供します。

市内事業者や商店会等と連携し、様々な視点での文化財を活かした地域活性化の仕組みの構築を検討します。

文化財を活用した地域の魅力の発信として、文化財キャラクターを積極的に活用したり、 ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の新たな媒体を活用したりすることで、 楽しめる文化財情報を市内外に提供する環境づくりを進めます。

(企画政策課、秘書広報課、健康課、スポーツ振興課、産業振興課、みどり公園課、社会教育課)

■ みどりの景観を活用した地域の魅力づくりの推進

| 概要 | 取組主 | 体 | 所管課 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|--------------------|
| 「みどりの散策マップ」等、地域の景観を活用した散策路を設定し、散 策イベントを実施することにより、みどりの景観に対する意識啓発や健 康づくり、さらに文化財についての理解を深めます。 | 市民 | 市 | 健康課 スポーツ振 興課 |
| | | | みどり公園 課 |

■ 農とのふれあいによる地域の歴史・文化の理解の充実

| 概要 | 取組主体 | | 所管課 |
|------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------|-------|
| 市内産農産物や市内農業の変遷・歴史を組み合わせる等したイベントを 実施し、農業と文化財に対する市民の理解を深めるとともに、地域の魅 力の向上を図ります。 | 市 2 | 所 有 市 者 | 産業振興課 |
| | | | |

■ 文化財を活用した地域事業者の魅力つくり

| 一 人 山州 と 石川 した 心外子 未行 | | | | | |
|---------------------------------|----------------------------------|----|-----|---|----------------|
| 相 | 我要 | 取約 | 組主 | 本 | 所管課 |
| | 信について、検討します。 の歴史、文化財等とのコラボレーシ | 市民 | 所有者 | 中 | 産業振興課 社会教育課 |
| │ ョン等、あらたな展開により、文化 │ 化を図ります。 | 財等の普及啓発とともに地域の活性 | | | | |

■ 文化財を活用したまちの魅力づくりに関する調査・研究

| 概要 | 取約 | 且主体 | 所管課 |
|----------------------------------------|----|------|----------------|
| 文化財を含めた市内の地域資源を楽しめる仕組みについて、調査・研究を進めます。 | 巾足 | 所 市者 | 産業振興課 社会教育課 |
| | | | |

■ まちなかで歴史文化を感じられる仕掛け作り(新規)

| ■ ようながてた人人们と応じうでもはおりにう (柳/が) | | | | |
|-------------------------------|----|-----|---|----------------|
| 概要 | 取 | 組主 | 体 | 所管課 |
| 文化財及び史跡等の周知のために、看板等の設置を推進します。 | 市民 | 所有者 | 市 | 産業振興課 社会教育課 |
| | | | | |

施策の柱5 文化財を保存活用する連携体制の強化

(現状:課題)

・(都市計画との連携)

文化財には、有形文化財(建造物・美術工芸等)、無形文化財(工芸技術等)、有形民俗文化財、無形民俗文化財、遺跡等の記念物等があります。有形・無形、指定・未指定を問わず、文化財を相互に関連のある一定のまとまりとしてとらえたり、文化財の周辺の自然環境等を地域の歴史・文化を伝える要素として、文化財と一体となった価値をなすものと位置付け、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるためには、文化財保護行政だけではなく、都市計画やまちづくり等との総合調整が求められます。

・(関係する庁内部署・行政機関・各種団体との連携)

学校教育や生涯学習に加えて、まちづくりや地域の魅力として文化財を活用した取組を進めるためには、関連する組織や機関、団体との調整・連携が必要です。例えば、国史跡である下野谷遺跡は、石神井川との関係性を考慮した周辺環境一帯の景観を含め、一体的な整備や活用を進めることが重要であり、庁内部署、国・東京都と調整・連携を図る必要があります。

本市には「武蔵野」の面影を残す農地や雑木林等が比較的多く残っています。また、縄文 時代の下野谷遺跡や社寺等の歴史的資源、祭り・行事等の伝統文化、芸術、工芸等の地域固 有の資源も見られます。こうした地域の歴史的・文化的資源を大切に守り、それらを損なう ことのないようなまちづくりを目指す必要があります。

自然・文化財の地域資源に親しめる環境づくりとして、鉄道駅を起点として、公園や遺跡、地域の歴史をしのぶ社寺林、屋敷林・雑木林、畑、並木等をつないで、地域それぞれの特徴ある風景・環境を楽しめる散歩道を位置付けます。散歩道によって、歩行者優先や自転車利用に配慮した道路空間やみどり豊かな歩行空間等、それぞれのルートの実情にあわせて歩いて楽しい環境を創出し、市内全体のみどりを連続させ、歩行者や自転車利用者が市内を快適に回遊できるような「みどりと水と歴史のネットワーク」の形成に努めます。市内を通る鉄道の踏切については交通の円滑化や事故の低減に向け対策を検討し、鉄道立体化の検討対象区間では、踏切をなくし、車や歩行者がスムーズに通行できるよう、連続立体交差の実現に向けた取組を進め、安全に自然・文化財を楽しめる環境を整えます。

市内の雑木林・屋敷林等、貴重なみどりについては、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の手法を活用することにより、景観の保全に努めます。

地域固有の景観を守り育てる上で、屋敷林・雑木林や水辺、農地等の自然的景観、社寺等の歴史的景観の保全等とともに、市民主体の取組を活性化させる仕組みづくりも検討し、魅力ある景観形成を目指します。

(産業振興課、みどり公園課、環境保全課、都市計画課、道路建設課、道路管理課、社会教育 課)

■ 自然的・歴史的な景観の保全と魅力ある景観形成

| 概要 | 取組主体 | | 体 | 所管課 |
|----|------|-----|---|---------------------------------------------------|
| | 市民 | 所有者 | 市 | 産み課環都道道社社 課課 園 課課 課 |

施策の方向5-2 推進体制の充実

文化財保護においては、都市計画や環境、産業、防災、学校教育、生涯教育等さまざまな分野での専門的な取り組みが必要であり、文化財に関する高度な知識・経験に加えて、行政のシステムや地域社会の実情を考慮しつつ、それぞれが横断的に連携するような取組となるよう進めます。

文化財の管理・整理や展示、調査・記録等ではボランティアや市民活動団体等との多様な 協働の取組を検討します。

地域の財産である文化財等を、都市における観光やみどりの景観の保全等とも結びついた歴史・文化のまちづくりへ活かすために、関連する事業や活動との連携体制を充実させます。

(企画政策課、職員課、産業振興課、協働コミュニティ課、教育企画課、教育指導課、社 会教育課)

■ 文化財に関するボランティア・市民活動団体の育成・支援及び活用

| 概要 | 取組主体 | | 所管課 |
|-----------------------------------------------|------|---|-----------|
| 文化財に関するボランティア・市民活動団体を育成・支援し、成果の活用の機会提供を推進します。 | 市民 | 市 | 協働コミュニティ課 |
| | | | 社会教育課 |

■ 市民活動団体との連携事業の推進

| 概要 | 取組主体 | 所管課 |
|----------------------------------|------|-------|
| 活動団体の企画・運営する事業やイベント等との連携を充実させます。 | 市民者市 | 社会教育課 |
| | | |

■ 市内事業者との連携の充実

| - 中刊手来日とり走済の元大 | | |
|-----------------------------------|------|----------------|
| 概要 | 取組主体 | 所管課 |
| 市内事業者、商店会等が企画提案するイベントとの連携を充実させます。 | 市民者市 | 産業振興課 社会教育課 |

■ 大学連携の充実

| 概要 | 取組主体 | 所管課 |
|----------------------------------------|--------------|----------------------------------|
| 市内にある大学(東大生態調和農学機構、早稲田大学、武蔵の連携充実を進めます。 | 野大学)と 市所有市民者 | 企画政策課 教育企画課 教育指導課 社会教育課 |

■ 庁内関係課との連携推進(新規)

| 一 万门风休休亡》是13年是《初州》 | | | | |
|--------------------|------|-----|---|-----|
| 概要 | 取組主体 | | | 所管課 |
| | 中民 | 所有者 | 市 | |
| | | | | |

■ 近隣する自治体との連携(新規)

| 概要 | 取組主体 | 所管課 |
|----|------|-----|
| | 市民者市 | |
| | | |

施策の柱6 文化財の保存・活用環境の充実

(現状:課題)

(下野谷遺跡の概要)

・下野谷遺跡は、戦前から縄文土器の出土が知られており、1974 年(昭和 49 年)には、遺跡の範囲や内容を知るための第 1 次調査が行われました。その後現在まで 22 回にわたる本格的な調査が行われており、南関東最大級の縄文時代中期の大集落のひとつであり、双環状集落という特徴を持つことが判明しました。2007 年(平成 19 年)には保護のために、市は遺跡の一部を公有地化し、下野谷遺跡公園として開園しています。その後、市民活動による保護の機運も醸成され、都市部に良好に残された遺跡として 2015 年 (平成 27 年) 3 月に国の史跡に指定されました。

・(文化財の保護・学習拠点の整備・充実)

西原総合教育施設内の郷土資料室は、文化財の整理や管理、展示、学習の場等としての機能がありますが、今後の文化財を活用したまちづくりを進めるに当たり、文化財の保存・活用の拠点として、複合的な機能を持つ「地域博物館」や「郷土資料館」としての機能充実や機能向上が期待されます。今後の保存・活用の拠点として、「地域博物館」の設置の検討が求められています。

施策の方向6-1 文化財を活用した学校教育等の充実

郷土の伝統や文化、歴史の学習として、文化財を生きた教材として総合的な学習の時間や社会科(歴史)等の授業での積極的な活用を推進することとします。文化財を活用した学習指導の実施や下野谷遺跡等の社会科副読本、校外教育における郷土資料室等の活用を推進するほか、専門家を授業へ派遣する出前授業を実施し、文化財を活用した学校教育の充実を図ります。

また、文化財に関する外部講師や学生ボランティア等の地域の協力を得、学校が教育活動の一環として行っている土器製作や伝統芸能の体験等、文化財や歴史、文化に関連した学校独自の取組を支援します。

(学校運営課、教育指導課、社会教育課、小学校、中学校)

■ 出前授業への講師派遣

| 概要 | 取 | 組主 | 体 | 所管課 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|---|------------------------------|
| 郷土の伝統や文化、歴史の学習として、文化財を生きた教材として活用 できるようにします。また、総合的な学習の時間や社会科(歴史)等の 出前授業の要請に応じて専門家の講師を派遣します。 ・まちなか先生について追記 | 市民 | 所有者 | 市 | 教育指導課 社会教育課 小学校 中学校 |

■ 文化財等を活用した学習の推進

| 概要 | 取組 | 且主体 | 所管課 |
|--------------------------------------------------------|----|------|---------------------|
| 郷土意識の醸成のため、授業において、下野谷遺跡等、本市における文 化財や郷土資料室の活用を推進します。 | 市民 | 所 市者 | 教育指導課 小学校 中学校 |

■ 文化財等を活用した特色ある学校づくり

| 概要 | 取 | 組主 | 体 | 所管課 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|---|-------------------------|
| ・図工での土器製作や給食での縄文食の活用等、文化財等に関連した各 学校の独自の取組を支援します。 ・文化財に関する外部講師や学生ボランティア等を活用した学校独自の | 市民 | 所有者 | 市 | 学校運営課 教育指導課 社会教育課 |
| 取組を支援します。 | | | | 小学校 中学校 |

■ 小中校と連続した文化財に関わる地域教育(新規)

| 概要 | 取約 | 組主 | 体 | 所管課 |
|----|----|-----|---|-----|
| | 中民 | 所有者 | 市 | |
| | | | | |

市民が文化財行政について知見を深める機会として、出前講座を開設し、講師を派遣します。また、市民が文化財について学び、理解を深める機会となるよう、文化財や歴史、文化についての研究成果の発表等、多様な魅力を伝える講座やイベントを実施するとともに、公民館や図書館と連携し、誰もが文化財を題材として学び、楽しむことができる機会の充実を図ります。

市民が文化財を実際に見て、体験して学べるよう、自然や環境、健康や運動等の他部署の取組との連携を図り、文化財とその周辺環境を一体として楽しめる文化財めぐりやウォーキング等の機会を提供していきます。

また、文化財を活用した取組により、子どもが地域を知り、地域の文化財を楽しむ機会の 充実を図ります。

(企画政策課、高齢者支援課、健康課、児童青少年課、文化振興課、スポーツ振興課、協働コミュニティ課、みどり公園課、環境保全課、社会教育課、公民館、図書館)

■ 文化財行政に関する情報提供

| 概要 | 取 | 市所 | | 取組主体 | | 所管課 |
|-------------------------------------|----|-----|---|-----------------------|--|-----|
| 文化財に関する出前講座を実施し、文化財行政について意識啓発を図ります。 | 市民 | 所有者 | 市 | 教育指導課 社会教育課 小学校 | | |
| | | | | 中学校 | | |

■ 文化財等を活用した学習の推進

| 概要 | 取組 | 主体 | 所管課 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------|------------------------------|
| ・文化財に関する生涯学習の情報を整備し、活用を推進します。 ・郷土資料室等において、文化財や歴史等の研究の発表や広く魅力を伝 える講座やイベントを実施し、文化財情報を発信します。 | 中 1 | 近 有 市 者 | 社会教育課 |
| ・文化財を通した市民の交流の場の提供を推進します。 ・公民館・図書館と連携し、文化財に関する学習の機会を提供します。 高齢者の生きがいを持った暮らしを支援するために、市が主催する高齢 者大学等において、地域の歴史・文化等の講座・講演会の実施を推進し | | | 公民館 図書館 高齢者支援 課 |
| ます。 遺跡や屋敷林・雑木林等、地域の文化財資源を活用した自然等の環境学 習を推進します。 平和に関する展示や夏休み平和映画会等を通し、第二次世界大戦中の戦 | | | みどり公園 課 環境保全課 協働コミュ |
| 跡や市の歴史に関する学習を進めます。 遺跡や屋敷林・雑木林等、地域の文化財資源を活用した健康ウォーキング等の実施を推進します。 総合型地域スポーツクラブが考案した体操等も取り入れ、スポーツ活動 を行う中で、文化財に親しむ機会づくりを推進します。 | | | ニティ課 スポーツ振 興課 |

■ 文化財を活用した子どもの体験の充実

| = >Class C1411 01C1 C 0 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1 | | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|---|--------------------------------------------------------------------|
| 概要 | 取 | 組主 | 体 | 所管課 |
| ・文化財等を活用した子ども対象の文化芸術事業を推進します。 ・地域の伝統行事に子どもが参加しやすい仕組の検討や昔遊びや地域の 伝統文化にふれあう機会づくりを検討し、地域文化の継承を図ります。 ・総合型地域スポーツクラブが考案した体操等も取り入れ、スポーツ活動を行う中で、子どもが文化財に親しむ機会づくりを推進します。 ・文化財を活用した子どもの読書活動や学習活動を支援します。 | 市民 | 所有者 | 市 | 児 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |

施策の方向6-3 文化財に関わる市民活動と発信の推進

市民や市民活動団体と連携し、文化財の保存・活用に取り組むことによって、文化財や歴史、文化の市民ニーズに沿った意識啓発事業を進めます。また、市民や市民活動団体が自ら学んだことや活動の成果を発揮できる機会や場の拡充を進めます。

文化財の周辺環境の維持等、行政、市民、市民活動団体がそれぞれの役割を担うことによって、行政単独では成し得ない取組を検討します。

(スポーツ振興課、協働コミュニティ課、社会教育課、公民館、図書館)

■ 市民主体の文化財に関わる活動の場や披露の場の整備

| 概要 | 取 | 組主 | 体 | 所管課 |
|---------------------------------------------------------|----|-----|---|-----|
| 「縄文の森の秋まつり」等において、日頃の文化財に関わる活動や研究 の成果を披露・発揮する場を提供します。 | 市民 | 所有者 | 규 | |
| | | | | |

■ 市民主体の文化財に関わる活動の披露・意識啓発事業

| 概要 | 取組主体 | 所管課 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| 文化財保護活動に関わりたい市民の活躍の場や意見交換の場の提供を行い、文化財に関する市民参加を支援します。 自分の学習として得た知識を、普及啓発に役立てたい市民のために、生 | 市有市 | |
| 涯学習情報の整備・活用や生涯学習人材情報の提供を推進し、市民の手 による文化財普及啓発の活動を支援します。 | | |

■ 文化財に関わるボランティア等の市民への支援

| _ > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < < | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|---|-----|
| 概要 | 取 | 組主 | 体 | 所管課 |
| ・文化財をテーマとした市民ボランティアの育成を支援します。 ・(再掲)文化財を通した市民の交流の場の提供を推進します。 文化財をテーマとした市民活動団体の自主的な運営を支援します。 | 市民 | 所有者 | 市 | |
| 文化財を活用し、スポーツ活動を展開する地域のスポーツ活動団体の取 組を支援します。 | | | | |

西原総合教育施設内の郷土資料室は、資料収集・保存、展示、調査・研究、教育普及等の活動を通して、誰もが幅広く本市の自然、歴史、文化等を理解し、現在・未来を考える施設です。

このことから、市内の遺跡からの出土品の保存や民具・農具の収集・整理、展示等の公開の場であるとともに、市民や子どもの学習活動の場として、整備及び機能の充実を図る必要があります。

また、文化財の保護・活用に関わるボランティア等の育成の場として、複合的な機能を併せ持つ学習拠点であることが期待されます。誰もが安全・快適に利用できるように、バリアフリー化等の施設設備の整備と管理を行うことも重要です。

中央図書館内の地域・行政資料室では、古文書、古地図・絵図、歴史文献等が保存管理されるとともに、保存資料の一部は電子化が進められ、図書館のホームページ上においても公開されています。

現在、文化財等の収蔵については飽和状態にあり、大学等、他の教育機関等の協力を得て 保管されている本市の埋蔵文化財等が保管できる場所の確保が求められています。

(協働コミュニティ課、社会教育課、図書館)

■ 郷土資料室の資料の収集・保存

| 概要 | 耳 | 双組主 | 体 | 所管課 |
|--------------------------------------------------------------------------------|----|-----|---|-----|
| ・郷土に関する貴重な資料の収集・整理に努め、良好な状態で次の世代に継承していきます。 ・収蔵資料の整理・登録を進めるとともに、収蔵資料データベースの製 | 市民 | 所有者 | 市 | |
| 備を図っていきます。 ・写真記録や映像等の資料の収集・保存を進めます。 | | | | |

■ 郷土資料室の展示

| <u> </u> | | | | |
|------------------------------------------|---|-----|---|-----|
| 概要 | 取 | 組主体 | | 所管課 |
| ・常設展示室では、収蔵資料の中からテーマごとに資料を効果的に展示 します。 | 中 | 所有下 | ₽ | |
| ・展示資料について分かりやすい解説や、説明資料の配布により、来館 | 民 | 者 | h | |
| 者の学習活動を支援します。 | | | | |
| ・本市の歴史や関心の高いテーマについて、特別展や研究者の協力を得 | | | | |
| る等の展示活動を実施します。 | | | | |

■ 郷土資料室の教育普及

| 概要 | 取組主体 | | <u></u> | 所管課 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|---------|-----|
| ・市民が本市の歴史・文化の理解を深める機会として、郷土資料室資料 や郷土についての講演会・体験学習等を実施します。 ・学校での教育活動の補助として、郷土資料室の資料を用いて、体験学 習や資料の解説を行う「出前授業」や団体見学の受け入れを実施しま す。 ・夏休み等長期休業中の子どもたちの学習を支援し、郷土への興味関心 | 市民 | 所有者 | 市 | |
| の増大を図るため、企画事業を実施します。 | | | | |

■ 郷土資料室の情報発信

| 概要 | 取組主体 | 所管課 |
|----|------|-----|
| | | |

| ・郷土の理解を深めるために、パンフレットの作成やホームページの活用等により、情報を発信し、郷土資料室の利用の向上を図ります。 | 市民 | 所有者 | 市 | 社会教育課 |
|----------------------------------------------------------------|----|-----|---|-------|
| | | | | |

■ 地域・行政資料の収集・保存

| 概要 | 取組主体 | 所管課 |
|--------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| ・郷土に関する貴重な資料の収集・整理に努め、次の世代に継承していきます。 ・地域・行政資料の保存管理やレファレンスサービスを行うとともに、 | 市民市 | 図書館 |
| 電子化を進め、共有の財産として、ホームページ上においても公開を進 めます。 | | |

■ 収蔵施設の設置検討

| 概要 | 取 | 組主 | 体 | 所管課 |
|--------------------------------|----|-----|---|-------|
| 市が保有する文化財、民俗資料等の保管場所の確保を検討します。 | 市民 | 所有者 | 市 | 社会教育課 |
| | | | | |

施策の方向6-5 新たな保存・活用拠点の設置検討

郷土資料室では、資料の収集や保管・展示、教育普及等の活動を通して、本市の歴史や文化等について、誰もが幅広く理解できるよう、支援します。

常設展示では、国史跡となった下野谷遺跡の発掘調査により出土した埋蔵文化財をはじめとした収蔵資料を十分活用し、本市の歴史文化に関する展示をします。より多くの市民や子どもの文化財に関する興味、理解を深める機会とし、意識啓発を図ります。

一方、その総合力を高めるために、市外の博物館等の社会教育施設・民間事業者等と積極的な連携や協力が重要ですが、現段階では施設の特性上の制約から資料の貸借を進めることが困難な状況があります。

今後に向けて、専門学芸員の配置や各種機能の向上を図り、市外の博物館等との連携等文化財を幅広く活用した学習機会を提供する施設について、調査・検討を進めます。また、市民の学習をより一層深め、文化財ボランティア等の人材育成の拠点としての機能を併せ持つ、総合的で専門的な拠点の設置について、検討を進めます。

(企画政策課、社会教育課)

■ 地域博物館の設置検討

| 概要 | 取 | 組主 | 体 | 所管課 |
|----------------------------------------------------------------------------|----|-----|---|----------------|
| 文化財や資料の収蔵、展示のみならず、調査、情報発信、市民学習拠点 ともなる総合的な地域博物館の施設整備についての調査・検討を進めま す。 | 市民 | 所有者 | 市 | 企画政策課 社会教育課 |

(2) 目標と取組のモデル〈下野谷遺跡〉(イメージ)

西東京市の歴史文化を知る

) 下野谷遺跡を知る

私たちができること

方針 | 文化財の発信・普及啓発 〇マスコットキャラクターによる文化財の普及啓発

| 方針2 文化財の調査研究 | ○継続的な調査研究 | ○研究機関や大学と連携した調査・研究の推進

西東京市の歴史文化を守る

下野谷遺跡を守る

方針3 文化財の保存・管理の推進 〇下野谷遺跡保存管理計画の作成 〇国指定用地取得による確実な保存

方針5 文化財を保存活用する連携体制を作る 〇研究機関や大学等と連携した調査・研究の推進

文化財を「人をつなぎ育てるまちづくり」に活かす

下野谷遺跡を「人をつなぎ育てるまちづくり」に活かす

方針4 文化財の活用の推進 〇文化財を活用した事業者との連携

方針5 文化財を保存活用する連携体制を作る 〇協同事業の実施推進

西東京市の歴史文化を伝え、未来につなぐ

) 下野谷遺跡を伝え、未来につなぐ

方針 | 文化財の発信・普及啓発○史跡の情報の公開・発信

方針6 文化財の保存・活用環境の充実 〇文化財を活用した学習の推進

市民が文化財と触れ合える場と環境を創出する

)市民が下野谷遺跡と触れ合える場と環境を創出する

方針6 文化財の保存・活用環境の充実 〇下野谷遺跡のガイダンス機能の強化

○市民主体の文化財に関わる活動の披露や 意識啓発事業

第7章 計画の推進に向けた取組

本計画の推進に当たっては、文化財等の保存・活用に向けて、市民、市民活動団体、事業者等、行政の各主体が、連携して取り組むことが重要です。また、広域での取組や文化財等とその周辺環境を含めて整備を進めるために、必要に応じて国や東京都、近隣自治体等との連携・協力を図ります。

I 全庁的な取組の推進

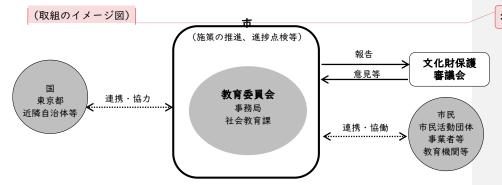
文化財の保存・活用に当たり、関連する分野との連携・協力が重要となります。関連部署と施策内容等について、調整・連携を図り、全庁的な取組として推進するとともに、進捗状況の確認、進行管理等を進めます。

2 市民と行政との連携

文化財の保存・活用の取組を幅広く進める上で、市民や市民活動団体との連携は重要です。 市民活動団体を育成・支援するとともに、情報交換や活動機会の提供に努める等、役割分担 による取組を進めます。

3 国や他機関との連携

文化財の保存・活用に当たっては、国や都、近隣自治体等と連携を図る必要があります。市内外の様々なネットワークを通じて、文化財を保存・活用していくための仕組みづくりに努めます。



コメントの追加 [業者6]: 文化庁の資料を参考に修正

資 料 編

1 策定委員会

学識経験者、文化財保護審議会委員、公募による市民、庁内検討委員会委員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、文化芸術振興推進委員会委員等の委員 14 名で構成され、本計画にかかる事項について協議していただきました。

■ 西東京市文化財保存・活用計画策定委員会設置要綱

第1 設置

西東京市文化財保存・活用計画(以下「文化財保存・活用計画」という。)の策定について必要な事項を検討するため、西東京市文化財保存・活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。第2 検討事項

委員会は、文化財保存・活用計画の策定に関する 次の事項について検討し、その検討の結果を西東 京市教育委員会教育長(以下「教育長」という。) に報告する。

- (1) 文化財保存・活用計画に定める基本的な方針 (以下「基本方針」という。) に関すること。
- (2) 基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3)その他教育長が必要と認めること。

第3 組織

委員会は、次に掲げる委員 14 人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 文化財保護審議会委員 2人
- (3) 公募による市民 3人以内
- (4) 西東京市文化財保存·活用計画庁内検討委員 会委員 2人
- (5) 西東京市社会教育委員設置条例(平成 13 年西 東京市条例第 200 号) に基づく西東京市社会教育 委員 1人
- (6) 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例 (平成 13 年西東京市条例第 80 号) 第 6 条の規定 に基づく西東京市公民館運営審議会委員 1人
- (7) 西東京市図書館設置条例(平成13年西東京市 条例第81号)第6条の規定に基づく西東京市図書 館協議会委員 1人
- (8) 西東京市文化芸術振興条例(平成 21 年西東京 市条例第 32 号) 第 8 条の規定に基づく西東京市文 化芸術振興推進委員会委員 1人
- (9) その他教育長が委員として適当と認めた者 1人

第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2 に規定する教育長に報告する日までとする。

第5 座長及び副座長

委員会に、座長及び副座長を置き、委員の互選に よってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、 文は座長が欠けたときは、その職務を代理する。 第6 会議

委員会の会議は、座長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可 否同数のときは、座長の決するところによる。 第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができ

第8 会議の傍聴

委員会の会議は、原則として傍聴することがで きる。

第9 報償

委員会の委員(第3第4号に掲げる者を除く。) が会議に出席したときは、予算の範囲内において 定める額を報償として支給する。

第10 庶務

委員会の庶務は、教育部社会教育課において処 理する。

第 11 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に 関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

■ 委員名簿 (敬称略)

| 区分 | 氏名 |
|-------------------------|---------|
| ン <u>サン</u> か / フ F ム セ | 田井 祐子 |
| 学識経験者 | 篠沢 健太 |
| | ◎ 鈴木 賢次 |
| 西東京市文化財保護審議会委員 | 石井 則孝 |
| | 髙橋 孝 |
| 公募による市民 | 都築 勲 |
| | 柄沢 和夫 |
| 西東京市文化財保存・活用計画庁内検討委員会 | 小関 俊典 |
| 委員 | 五十嵐 豊 |
| 西東京市社会教育委員 | 〇 矢野 真一 |
| 西東京市公民館運営審議会委員 | 武司 一郎 |
| 西東京市図書館協議会委員 | 川口 順啓 |
| 西東京市文化芸術振興推進委員会委員 | 中平 英二 |
| その他教育長が委員として適当と認めた者 | 早川 礼成 |

◎座長、○副座長

■ 開催状況

| 加圧がか | | |
|-------|-------------------|-------------------------|
| 回 | 開催日 | 協議内容 |
| | | ・委員依頼及び任命 |
| 第1回 | 平成 27 年 5 月 27 日 | ・文化財保存・活用計画について |
| | | ・西東京市の歴史・文化の概観 |
| | | ・市民意向把握に関する調査結果(速報)報告 |
| | | ・歴史文化基本構想について |
| 第2回 | 平成 27 年 7 月 29 日 | ・西東京市文化財保存・活用計画素案について |
| | | ・市民団体ヒアリングおよび中学生ワークショップ |
| | | 実施について |
| 笠 2 日 | 亚出 0万年7月 00 月 | ・市民団体意向把握に関する追加報告 |
| 第3回 | 平成 27 年 9 月 30 日 | ・西東京市文化財保存・活用計画素案について |
| 第4回 | 平成 27 年 11 月 13 日 | ・西東京市文化財保存・活用計画素案について |
| 第5回 | 平成 27年 12月 18日 | ・西東京市文化財保存・活用計画素案について |
| 第6回 | 平成 28 年 1 月 12 日 | ・西東京市文化財保存・活用計画素案について |
| 第7回 | 平成 28 年 2 月 17 日 | ・西東京市文化財保存・活用計画最終案について |

2 市民参加

本計画策定に向けて、市民(15歳以上及び小学生・中学生)や市民団体等の意向を反映

するため、さまざまな機会や手法により意見の集約を行いました。

① 市民(15歳以上)アンケート

| 目的 | 市民の文化財の保存・活用に対する考えや意見を把握し、計画策定の基 |
|------|---------------------------------------|
| | 礎資料とする |
| 対象 | 住民基本台帳に登録された 15 歳(高校生)以上の男女個人 2,000 人 |
| 刈水 | (人口構成比に配慮し無作為抽出) |
| 調査期間 | 平成 27 年 6 月 17 日 ~ 7 月 8 日 |
| 有効回収 | 625 票(有効回収率 31.3%) |
| 数 | |

② 小・中学生アンケート

| D 40 | 小学5年生および中学3年生の文化財の保存・活用に対する考えや意見 |
|-----------------|----------------------------------------|
| 目的 | を把握し、計画策定の基礎資料とする |
| 1 44 | 市内の小中学校に通う一部の児童 (小学5年生268人)・生徒 (中学3年 |
| 対象 | 生 351 人) |
| 調査期間 | 平成 27 年 6 月 30 日 ~ 7 月 10 日 |
| 有効回収 | 597 票(有効回収率 96.4%、小学生 260 票、中学生 337 票) |
| 数 | |

③ 市民団体ヒアリング

| 目的 | 市民団体・組織の文化財等に関わる活動の状況と、文化財の保存・活用に |
|------|------------------------------------|
| 日的 | 対する考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とする |
| | 市内で文化財に関わる活動を行う団体・組織(10 団体:早稲田大学考古 |
| 対象 | 学研究会、道の会、西東京自然を見つめる会、下保谷の自然と文化を記録 |
| | する会、屋敷林の会、しーたとの一やの会、東京大学農場・演習林の存続 |
| | を願う会、西東京市の歴史を守る会写真班、田無商業協同組合、東伏見商 |
| | 栄会) |
| 調査期間 | 平成 27 年 6 月 30 日 ~ 7 月 10 日 |

④市民意見提出手続 (パブリックコメント)

| 目的 | 「西東京市文化財保存・活用計画(素案)」に対する市民の考えや意見を | |
|----|-----------------------------------|----------------------------|
| | 広く把握し、計画策定の資料とする | |
| | 調査期間 | 平成 28 年 月 15 日~ 2 月 12 日 |

⑤ 中学生ワークショップ

| | 目的 | 下野谷遺跡の保存・活用に関して、中学生のまちづくり提案を通して引 | - |
|--|----|----------------------------------|---|
|--|----|----------------------------------|---|

| | どものアイデアや意見を把握する |
|------|----------------------|
| 対象 | 市内の中学校に通う中学生(12名が参加) |
| 実施期間 | 平成 27 年 8 月 ~ 9 月 |

■ 中学生ワークショップの実施詳細

第1回 下野谷遺跡とその周辺を見てみよう

実施日時:8月26日(水)10:00~15:00 場所:下野谷遺跡周辺

実施事項:下野谷遺跡及び周辺のフィールドワーク後、意見交換によるまちづくりのア

イデアを出し合う。

第2回 遺跡を活かしたまちづくり提案をまとめよう

実施日時: 9月6日(日) 10:00~15:00 場所:郷土資料室

実施事項:一人ひとり、まちづくりのアイデアを提案にまとめる。途中、先生方の指導

を受けながら、発表の準備を実施。

第3回 アイデア提案発表会・講演会と意見交換会

実施日時: 9月20日(日)10:00~16:00 場所:早稲田大学東伏見 STEP22

実施事項:一人ひとり発表し、その後、コメンテイターの方々等との意見交換を実施。

(ワークショップコーディネーター)

卯月 盛夫 (うづき もりお) 氏 (早稲田大学社会科学部教授、)

入井 徹 (いりい とおる) 氏 (早稲田大学社会科学部、卯月研究室助手)

百武 ひろこ (ひゃくたけ ひろこ)氏 (早稲田大学講師)

(第3回アイデア提案発表会 意見交換会コメンテイター)

鈴木 賢次(すずき けんじ)氏 (西東京市文化財保存・活用計画策定委員会座長)

都築 恵美子(つづき えみこ)氏 (西東京市文化財保護審議会委員)

滝島 萌(たきしま もえ)氏 (都立大泉高校2年生)

■ 中学生ワークショップの活動状況

第 | 回 縄文時代についてクイズ形式でレクチャー 縄文土器と同じ模様づけを体験 71日 神久山町1小にノバ・(ノゴ入ルカ(レバ)で - 神久工命と向し快稼び)ので体験

第2回 まちづくり提案作成

先生方による指導

第3回 まちづくり提案発表 THE TOTAL OF THE T

意見交換会

■ 中学生ワークショップでのアイデア提案内容

A. 縄文遺跡公園の整備内容

- A-1 縄文タイムスリップレストラン
- A-2 縄文パークで縄文人になろう
- A-3 下野谷縄文むらを作ろう
- A-4 遺跡発掘体験
- A-5 縄文時代の竪穴式住居に住もう

B. 広報・PR活動

- B-1 縄文の食を学校に使用しよう
- B-2 西東京市出身のきゃりーぱみゅぱみゅに下野谷遺跡をアピールしてもらおう
- B-3 下野谷遺跡ポスタープロジェクト
- B-4 文房具で下野谷遺跡を広めよう

C. まちづくりへの展開

- C-1 町に縄文時代を復活させよう
- C-2 現代の力を残して縄文時代の風景を出す
- C-3 下野谷遺跡行き第6ルート

主な参考文献

22 西東京市戦災パネル

平成21年度 西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課

西東京市文化財保護条例

平成 13 年 | 月 21 日

条例第 79 号

改正 平成17年3月30日条例第10号

(目的)

第 | 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、法及び東京都文化財保護条例(昭和 51 年東京都条例第 25 号。以下「都条例」という。)の規定による指定を受けたもの以外の文化財で西東京市(以下「市」という。)の区域内にあるもののうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに文化の向上に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (I) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、 古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸 術上の価値の高く、考古資料等の学術上の価値の 高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産で

歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化 財」という。)

- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は 学術上価値の高いもの(以下「史跡」という。)
- (5) 庭園その他の名勝地で市にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの(以下「旧跡」という。)
- (6) 生物、無生物及び特異な地質学的形態で学術上の価値の高いもの又は著名な由緒あるもの(以下「記念物」という。)

(市等の責務)

第3条 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解 のため欠くことのできないものであり、かつ、将来 の文化の向上発展の基礎をなすものであることを 認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努 めなければならない。

2 市民は、市がこの条例の目的を達成するため に行う措置に誠実に協力しなければならない。 (指定) 第4条 西東京市教育委員会(以下「委員会」という。)は第2条の文化財のうち、市の区域内にあるもので、市にとって特に重要なものを西東京市文化財(以下「市文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の指定をするには、委員会はあらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。
- (1) 第2条第1号及び第3号から第6号までの 文化財については、所有者及び権原に基づく占有 者がある場合はその占有者(以下「所有者等」とい う。)
- (2) 第2条第2号の文化財については、その保存 に当たっている者(以下「保持者」という。) (解除)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市文化財の指定を解除する。

- (1) 市文化財が滅失したとき。
- (2) 市文化財が著しくその価値を失ったとき。
- (3) 市文化財が市の区域外に移ったとき。
- (4) 市文化財が法の定めるところによる国の指定又は都条例の定めるところによる東京都(以下「都」という。) の指定を受けたとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、委員会が適当と認める理由のあるとき。

(諮問及び報告)

第6条 委員会は、第4条又は前条の規定により、 市文化財の指定又は指定の解除をしようとすると きは、西東京市文化財保護審議会に、諮問しなけれ ばならない。ただし、都の指定又は国の指定を受け たことにより指定の解除をしようとするときは、 報告を行うことによりこれに代えることができる。 (告示、通知及び指定書の交付等)

第7条 第4条の規定により指定をしたときは、 委員会は、その旨を告示し、所有者等又は保持者 (以下「管理者」という。)に通知するとともに、 管理者に指定書を交付しなければならない。

- 2 第5条の規定により指定の解除をしたときは、 委員会は、その旨を告示し、管理者に通知しなければならない。
- 3 管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、通知を受けとった日から30日以内に指定書を委員会に返付しなければならない。
- 4 指定及び指定の解除は、第 I 項及び第 2 項の 規定による告示があった日からその効力を生ずる。 (保存地域の設定)

第8条 委員会は、市指定の有形文化財、市指定の 有形民俗文化財、市指定の史跡、市指定の旧跡及び 市指定の記念物のうち、保存のため必要であると 認めたものについては、所有者等の同意を得て、地 域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止するこ とができる。

(保存施設)

第9条 委員会は、市指定の有形文化財の建造物、市指定の有形民俗文化財の衣服、器具、家屋その他の物件、市指定の史跡、市指定の旧跡及び市指定の記念物のうち、保存のため必要であると認めるものについては、所有者等の同意を得て、これに必要な保存施設を設置し、所有者等に管理させることができる。

(注意義務)

第10条 市文化財の管理者は、当該市文化財の管理及び活用について、常に善良な注意を払わなければならない。

(管理責任者)

第 11 条 市文化財の管理者は、特別の事情がある ときは、自己に代わりその市文化財の管理に任ず べき者(以下「管理責任者」という。)を選任する ことができる。

- 2 市文化財の管理者は、正当な理由があるときは、管理責任者を変更し、又は解任することができる。
- 3 前2項の規定により、管理責任者を選任し、変更し、又は解任したときは、市文化財の管理者は速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。 4 管理責任者には、前条の規定を準用する。

(権利義務の継承)

第12条 市文化財の管理者に変更があったときは、変更後の管理者は、この条例並びにこの条例に基づいて発する西東京市教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)及び委員会の指示又は処分による変更前の管理者の権利義務を継承する。

(届出事項)

第13条 市文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 市文化財について権原の移動が生じたとき。
- (2) 市文化財が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたとき。
- (3) 管理者又は管理責任者の氏名、名称又は住所 が変更したとき。
- (4) 市文化財の保存上考慮すべき事態が予知されるとき。

(許可事項)

第 14 条 市文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 市文化財の現状を変更しようとするとき。
- (2) 市文化財の所在地を変更しようとするとき。 (経費の負担)

第15条 市文化財の管理、修理又は復旧(以下「管

理等」という。)に要する経費は管理者の負担とする。ただし、管理等に多額の経費を要し、管理者がその負担に堪えられない場合その他特別の事情がある場合は、その経費の一部に充てるために市長は管理者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項ただし書の補助金を交付する場合には、 市長はその補助の条件として管理等に関し必要な 事項を指示するとともに、委員会は必要があると 認めたときは、指揮監督をすることができる。
- 3 市長は第 I 項ただし書の補助金の交付を受ける市文化財の管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部は返還させることができる。
- (I) この条例並びにこれに基づいて発する委員 会規則及び委員会の指示に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(有償譲渡の場合の納付金)

第16条 前条第 I 項ただし書の補助金の交付を受けた市文化財を有償で他人に譲渡したときは、管理者は当該補助金から補助による管理等が行われた以後に管理等のために自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。ただし、市文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情のある場合は、納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(公開)

第17条 委員会は、市文化財の管理者に対し、6 月以内(市指定の無形文化財にあっては、20 日以 内)の期間に限って委員会の行う公開の用に供す るため、その市文化財の公開を求めることができ る。

- 2 委員会は、市文化財の管理者に対し、3月以内 (市指定の無形文化財にあっては、10日以内)の 期間に限って、その市文化財の公開を求めること ができる。
- 3 第1項の規定により提供のために要する経費は市の負担とし、前項の規定による公開のために要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 委員会は、第 I 項の規定により市文化財が提供されたときは、その職員のうちから管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。
- 5 第 I 項の規定により、提供したことに起因して市文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、 その所有者等に対し通常生ずべき損害を補償する。 ただし、所有者等の責めに帰すべき理由又は天災

等により滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(報告)

第18条 委員会は、必要があると認めたときは管理者に対し、市文化財の現状又は管理の状況につき、報告を求めることができる。

(記録の作成等)

第19条 委員会は、国、都又は委員会が指定した 文化財以外の文化財及び生活、生業、風習等の推移 を示す無形の民俗資料のうち特に必要のあるもの を選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は 適当な者に対しその記録の作成若しくは保存をさ せることができる。

(委任)

第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、 委員会規則で定める。

(罰則)

第 21 条 市文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、 I 万円以下の罰金又は科料に処する。 附 即

(施行期日)

Ⅰ この条例は、平成 13 年 I 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、田無市文化財保護 条例(昭和38年田無市条例第3号)又は保谷市文 化財保護条例(昭和46年保谷市条例第16号)の 規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、 それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、 手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成 13 年 6 月 29 日条例第 201 号) (施行期日)

Ⅰ この条例は、平成13年7月Ⅰ日から施行する。 附 則(平成17年3月30日条例第10号) この条例は、平成17年4月Ⅰ日から施行する。

市指定文化財 概要一覧

国指定名勝

小金井(サクラ)

江戸時代中期の8代将軍吉宗の時代(18世紀前半)に大岡越前守忠相の命により、ヤマザクラの苗種を、玉川上水堤に植え付けて桜並木としたものです。

玉川上水

江戸時代前期の承応2年(1653年)に完成した用水で、江戸市中への給水に大きな役割をはたしました。その後、武蔵野一帯にも様々に分水され、灌漑用水や新田開発等に利用されましたが、市内にも田無用水(田柄用水を含む)・千川上水・関野分水・梶野分水等がありました。

たのや 下野谷遺跡

縄文時代中期(今から約4千年~5千年前)の環状集落であり、南関東では傑出した規模と内容を持っています。直径約150メートルの集落は、住居跡群、墓と考えられる穴土坑(墓などと考えられる穴)群、掘立柱建物(倉庫などと考えられる建物)群などで構成されており、縄文時代中期の典型的な形態をしています。さらに、谷を挟んだ東側には、下野谷遺跡東集落というべき、ほぼ同時期の環状集落が存在しています。集落の継続期間が1000年間と非常に長く、また、住居跡や土坑が密集して見つかっていることなどから、下野谷遺跡は石神井川流域の拠点となる集落だったと考えられています。

国の指定においては、開発の著しい首都圏において、このような大集落が、ほぼ全域残っていることは極めてまれであり、未来に残すべき貴重な文化遺産であると高く評価されています。

都指定文化財

田無神社本殿・拝殿

本殿は、安政5年(1858年)に大工鈴木内匠、彫工場は大俊、表が建築したもので、全面に極めて優れた彫刻があり、江戸の堂宮建築の高度な水準を示す貴重な建物です。拝殿は、明治8年(1875年)に地元の大工が建築したもので、地域の大工の技量がなお高い水準を保っていたことを良く示しています

市指定文化財

市指定第 | 号 石憧六角地蔵尊

ろくどうりんま

安永 8 年(1779 年)建立。6 本の別れ道に立ち、六道輪廻を救済するといわれる地蔵菩薩を各面に一体ずつ浮彫りし、脚部にそれぞれの道の方向を示す道標が刻まれています。以前は、所沢街道をはさんだ向い側にありました。

市指定第2号 田無ばやし

田無には祭囃子がありましたが、完成されたものではありませんでした。しかし、明治末期に西林源六氏が関東一の御囃子の名人といわれた多摩郡千歳村船橋(現・世田谷区)の内海軍次郎氏に弟子入りし、それまでの古い田無囃子を改良して今日の「避間流田無囃子」を完成させました。現在は「速間流田無ばやし保存会」が伝承しています。

市指定第3号 延慶の板碑

谷戸地域の横山道付近で発見されたもので、延慶(1308年~1310年・鎌倉時代)の年号があり、今の所、市内最古の板碑です。大日如来の種子(本尊)が刻まれています。鎌倉時代にすでに谷戸地域に人家があったことを立証する、貴重な資料です。

市指定第4号 稗倉

天保 9 年(1838 年)、田無村名主下田半兵衛富永は、飢饉に備えて稗を貯える方法を代官に願

い出て、自宅の庭に五百石入りの稗倉 1 棟を自費で建てました。貯穀は名主ほか主な百姓 39 人 で百両を出金し、それを貸し付けた利子で年々稗を貯えました。干支にちなみ 12 室に分けられ ており、年々一室分を詰め替え、古穀を貧困者や罹災者等に分配しました。文久 3 年(1863 年) に一度建て替えられ、後に明治6年(1873年)に用済みとなり、分割された一部がこの稗倉です。

市指定第5号 下田家文書(公用分例略記)

下田家が田無村名主になってから代々の当主によって書き残されたもので、代官から村役人 に通告した「御触れ」全10巻、名主から代官への訴状「訴」全7巻の計17巻からなります。編 集されたのは嘉永6年(1853年)ですが、記録は慶長元年(1596年)に遡ります。

市指定第6号 北芝久保庚申塔

北芝久保地区に入植した百姓 18 人の庚申講中が延宝 2 年 (1674年) に建立しました。碑面 は、中央に文字が刻まれ下に三猿の浮彫りがあるだけで、青面金剛像は無く、古い作風を伝え ます。多摩地域全体でも、特に初期に建立されたものです。

市指定第7号 養老田碑

安政年間(1854年~1859年)建立。江戸時代後期の凶作相次ぐ時代に、村内の貧困者や老人を 保護したことなど、田無村名主下田半兵衛富宅の行った善政を、子孫に伝えるための碑文が刻ま れており、当時の民政資料として貴重です。碑文は幕末の著名な儒学者安井息軒、揮毫は田無村 の医者であった賀陽 濟 (玄順) の筆によります。

市指定第8号 養老畑碑

安政年間(1854年~1859年)建立と推定されています。江戸時代末期の政情不安な時代に、田 無村名主下田半兵衛富宅は、安政元年(1854年)に自分の所有地 | 町歩(約 | ヘクタール)を養老 畑として提供しました。この碑は、当時養老畑のあった場所(現・田無神社の裏手付近)に標識と して建立されたと推定されており、民政資料として貴重です。

市指定第9号 下田半兵衛富宅の木造(附 厨子)

安政6年(1859年)に下田半兵衛富宅の子息三右衛門富潤が、父富宅 58 才の時に製作しまし た。寄木造り、玉眼の座像で、厨子の扉裏に富宅の功績が漆書きされており、当時の民政資料と して貴重です。

市指定 10 号 獅子頭(雄獅子・雌獅子)

嘉永 3 年(1850 年) 製作、元治元年(1864 年) 修理。神前に奉納する獅子舞の獅子頭で、金箔で 仕上げられており、美術的にも優れたものです。2頭の獅子頭は、田無村上宿と下宿が神楽を競 い、毎年作柄の豊凶を占ったと言われていますが、後には雨乞いの際の獅子頭として村人から利 用されました。

市指定第11号 高札(火付ケ御文言高札)

高札は一定期間高札場に掲げられ、村民に対して周知を図るものです。この高札は、正徳元年 (1711年)に江戸幕府により全国的に掲示されました。田無村は享保 15年(1730年)に村の中心 部で大火があり、高札場も焼失しました。その後も数度の火災があったので、長期間掲示された ようです。桧材一枚板に墨書されており、七箇条からなります。

場町でした。田無村名主下田半兵衛富宅は、駄賃表を明示して紛争を防ぐため、安政2年(1855 年)道中奉行に高札の下付願いを提出し、安政4年(1857年)4月に下げ渡しになりました。近郷 の宿駅 8 ヵ所への距離、人馬賃銭等が墨書されています。

市指定第13号 韮山笠 (名主用)

治安が乱れた幕末の文久3年(1863年)、伊豆韮山代官江川太郎左衛門は幕府の許可を得て、 農兵隊を組織しました。韮山笠は江川がその時考案したもので、日本の武将の陣笠とフランス軍 の帽子の形とを折衷しています。 楮 生紙で観世縒りを作り帽子型に編み上げ、黒漆を塗って仕 上げてあり、名主用は笠の周囲を金色で縁取りしてあります。田無村のものは慶応2年(1866年) に製作されました。

市指定第 14 号 十王堂一字建立の碑

教観法師が延享 2 年 (1745年) にこの地に「十王堂」を建立し、十王尊像 2 体を納めた記録の碑です。「十王堂」は「閻魔堂」と呼ばれ、向台地域の農民の寺・集会所であり、寺子屋も開かれました。なお、この碑の左側面には延享 3 年 (1746 年) の石橋供養の陰刻があり、堂宇建立の翌年、橋供養を兼ねてこの石碑が建てられたようです。

市指定第15号 玉井寛海法士の墓

寛海法士は明治の初めに閻魔堂の道心(住職見習)となり、寺子屋を開きました。法士の没後、その徳を偲んで筆子(生徒)86人がこの墓を建立しました。建立された年代は不明ですが、「田無町」と刻まれているので明治12年(1879)以降です。

市指定第16号 撃剣家並木先生の墓

文政 8 年(1825 年)に田無村に生まれた北辰一 刀流の剣豪並木胤繁は、明治 4 年(1871 年)に 46 才で亡くなりましたが、十周忌の明治 14 年(1881 年)に門下生 39 人が建立したものです。万延の頃から多摩地域は天然理心流が全盛になりますが、田無付近は北辰一刀流の地盤であったことを示す良い資料です。

市指定第17号 南芝久保庚申塔

延享 2 年(1745 年)に田無村南芝久保の講中 38 人が建立。特徴は青面金剛像が左の第一手に「ショケラ」と呼ばれる女人の髪の毛らしきものを握っていることですが、これが何であるかは定説がありません。「ショケラ」を持つのは田無地域では他に無く、保谷地域も 2 例だけです。

市指定第 18 号 地租改正絵図

明治6年(1873年)の地租改正条令により、全国的に土地測量が行われました。田無村では、明治6年に着手し、地引絵図が明治8年(1875年)に、明治8年の土地台帳が明治9年(1876年)に完成しました。現在5巻の軸物に仕立てられ、一筆毎に地番が付けられ、道路・川・水路が記入されています。田無の地積図の原典です。

市指定第19号 文化九年検地図

青梅街道沿いの短冊状の屋敷図と周辺の状況が描かれた村絵図で、文化 9 年(1812 年)に作成されました。寛文 10 年(1670 年)、元禄 3 年(1690 年)、享保 18 年(1733 年)、元文元年(1736 年)、安永 6 年(1777 年)などに行われた検地の場所を色分けしてあり、全ての屋敷の位置もわかります。また、寺社地や川・水路などの特別地も色分けしてあります。きわめて正確に測量されており、3 千分の 1 の縮尺(5 間 1 分の割)で表示されています。ただし、青梅街道の道幅のみ600 分の 10 にしてあります。

市指定第20号 文字庚申塔

新町の全域は享保 9 年(1724 年)から上保谷新田として開発された新田村でしたが、天明 4 年(1784 年)に五日市街道から上保谷新田に入る道(鈴木街道)の入口に、この庚申塔が建てられました。塔の下部には道標が銘文してあります。塔正面の左脇には、他の庚申塔に例を見ない「五穀成就」と彫られています。平成 10 年(1998 年)に道路拡幅に伴い、現位置に移動したもので、原位置はより東でした。

市指定第21号 招魂塔

塔身の正面に「招魂塔」とあるだけで、建立の趣旨を何も記していませんが、品川県社倉門訴事件(御門訴事件)の犠牲者の慰霊碑とされています。御門訴事件は、県が強行した社倉米の金納化に反対した武蔵野新田の農民が、明治3年(1870年)1月10日深夜に東京浜町の県庁に集団門訴を決行し、弾圧された事件でした。その後、明治12年(1879年)に新田の「総対中」が建立しました。以前は墓地の南側にありましたが、五日市街道の改修で北側に移されました。

市指定第22号 六角地蔵石幢

ほぼ正六角形の石柱で、各面の上部に6体の地蔵菩薩を浮彫りにし、その下に銘文を施しています。「つや」という女性と「光山童子」の菩提を弔うために寛政7年(1795年)に建立されました。富士街道と深大寺道とが交差する所に建ち、道標を兼ねています。

市指定第23号 青面金剛庚申像

二鶏三猿を刻んだ台石の上にうずくまる邪鬼を踏まえた青面金剛の全身像です。市内に丸彫りの青面金剛全身像はこの 1 体だけです。この庚申像の立つあたりは上保谷村の中心であり、「榎の木」と呼ばれることから「榎の木の庚申様」として親しまれました。正徳 4 年(1714 年)に上保谷村庚申講中 18 人により造立されたものです。元は 6 腕でしたが、昭和 20 年(1945 年)の米軍の爆撃で向かって右 2 腕と左 1 腕を失いました。

市指定第 24 号 又六石仏群

旧上保谷村又六の五つ角に建っていますが、全て又六の講中が造立したものです。安永 5 年 (1776 年) 造立の六地蔵石幢を中心に、向かって左側に上保谷で最も古い元禄 10 年(1697 年)の青 面金剛庚申塔と寛政 10 年(1798 年)の同庚申塔を、右側に明治 30 年(1897 年)の地蔵菩薩立像 2 体を安置してあり、他に造立年不詳の地蔵菩薩坐像があります。江戸時代に地蔵信仰と庚申信仰が重なりあっていたことを示す良い資料です。なお、都道が拡がる前は 8 月 24 日に孟蘭盆の縁日が立ち、又六の念仏講中が 祠の前庭で「念仏申し」を行っていました。

市指定第25号 田無村御検地帳

元禄 3 年 (1690 年)、幕府は田無村の代官領を検地し、その記録の正本 1 組 7 冊を田無村に下げ渡しました。この文書は第 7 冊目で、屋敷分と全体の総計である「寄」の部分からなっています。田無村の検地帳として二番目に古いものです。最古の寛文 10 年 (1670 年)の検地帳が開扉不能であるため、内容がわかるものとしては最古ですが、他の 6 冊は虫食いがひどく判読さえ不可能です。当時の農業生産状況やその年貢高等が推定でき、青梅街道の町場形成も推察できるので、江戸時代中期の村勢を知る上で重要な資料です。

市指定第26号 真誠学舎関係文書

明治 5 年 (1872 年) に施行された学制に基づき、田無村では明治 6 年 (1873 年) 8 月、無住 寺となっていた密蔵院 (現在の總持寺東隣り) に手を入れて「真誠学舎」を開校しました。当時 の関係文書 4 点は、田無村初等教育の草創を物語る貴重な資料です。真誠学舎は、現在の田無小 学校の前身です。

市指定第 27 号 尉 殿 大権現 神号額

江戸時代に尉殿権現社(現・田無神社)の拝殿に掲げられていましたが、明治元年(1868年)の「神仏混淆相改令」によって、別当寺であった西光寺(現・總持寺)に引き取られました。江戸時代中期の作と考えられ、田無神社の旧神号を伝える貴重な資料です。檜材で作られ、額縁は花頭曲線による装飾です。

市指定第28号 柳沢庚申塔

享保8年(1723年)、青梅街道と飯能(所沢)街道の追分(分かれ道)に付近の住民23人の講中が

建立したもので、道標を兼ねていました。台石を含めた塔の高さ 3 メートル余、荘厳で見事な容姿を持ち、当時の田無村の経済的繁栄を誇示するかのようですが、このような大型の庚申塔は多摩地方でも珍しいものです。昭和 40 年 (1965 年) 頃、所沢街道拡幅のため移設されました。その後、平成 18 年 (2006 年) に現所在地に移設され、建立当時に比較的近い場所になりました。

市指定第 29 号 旧下田名主役宅

下田家は、江戸時代中期以降の田無村の世襲名主です。役宅は市内最古の民家で、安政 4 年 (1857 年) に建設されました。当初の遺構の大部分は保存され、昔のたたずまいを残しています。木造入量屋造三層(現在は二階建)の茅葺 [昭和 60 年 (1985 年) に銅版葺にする] です。この役宅には、安政 4 年 (1857 年) 4 月 21 日に時の老中 3 人他素関連 12 人が、明治 16 年 (1885 年) 4 月 16 日には明治天皇がそれぞれ立ち寄られたことがありました。

市指定第30号 木彫彩色三十番神神像

三十番神は、日蓮宗において 1 ヵ月 30 日間、三十柱の神々が番代わりに日蓮宗の僧侶・寺院・信徒を守護するとされた神社でしたが、明治元年(1868 年)に神仏分離に基づく施策として三十番神信仰は禁止となり、多くの番神神像が失われました。下保谷村の村鎮守三十番神も廃止されて天神社となりましたが、その神像は密かに別当寺であった福泉寺に移され、今日まで保存されています。この三十番神神像は、江戸時代後期頃の作ですが、下保谷村における近世末期までの村鎮守信仰の伝統を物語る貴重な歴史遺産です。

市指定第 31 号 木彫彩 色俱利迦羅不動明王像

江戸時代前期頃の造立。上保谷村鎮守尉 殿権現社 (現・尉殿神社)に祀られていた仏像の神体です。明治元年 (1868年)の神仏分離令によって、権現号と共にその信仰を禁止 (廃仏) されましたが、氏子によって保存され、現在はかつての別当寺である竇晃院に収蔵されています。上保谷村尉殿権現を分祀したと考えられる田無村鎮守尉殿権現(現・田無神社)の神体 2 体(現・總持寺蔵)を除いて、『新編武蔵風土記稿』にも同不動像を村の鎮守神として祀った例はなく、極めて珍しい文化財です。

市指定第 32 号 石製尾張藩鷹場 標 杭

江戸時代中期の享保 2 年 (1717 年) 以後、尾張藩徳川家の鷹場 (鷹を使って狩猟をするための場所) が復活しました。鷹場を囲んで境界線に 83 本の石杭が立てられ、上保谷村には 9 本の御定杭がありました。幕末に鷹場は廃止され、多くの杭が廃棄されましたが、上保谷村では 5 本が残っています。このようにまとまって残っている例はほとんどなく、歴史遺産として貴重です。

市指定第33号 總持寺のケヤキ

本樹は田無地域における最大級の単幹樹木で、市内の巨樹が近年とみに減少している中で貴重な存在です。天保 13 年(1842 年)から嘉永 3 年(1850 年)にかけて西光寺(現・總持寺)の本堂を再建した折に、その落慶を記念して境内に植えた樹木の内の 1 本であると言い伝えられています。

市指定第34号 田無神社のイチョウ

本樹は単幹のイチョウとして田無地域で最大級の巨樹で、市内の巨樹が近年とみに減少している中で貴重な存在です。田無神社は、明治元年(1868年)の神仏分離令までは「尉殿大権現」と称し、西光寺(現・總持寺)の管理下に置かれていました。天保 13年(1842年)から嘉永 3年(1850年)の西光寺の本堂再建の折に記念植樹が行われましたが、これと期を同じくして植えられたと言い伝えられています。

市指定第35号 水子地蔵菩薩立像

僧直道が悲願を立て廻国する途上、明和8年(1771年)に寳晃院に建立したものです。水子を

救済する地蔵菩薩の説話を元に、絵画風の構図を一石に彫刻した類例の少ない巧みな像容で、市内にこうした像容を持つ廻国僧の塔はこの1基だけで、貴重な存在です。

市指定第36号 西浦地蔵尊

上保谷村西浦の念仏講中 24 人が享保 4 年(1719 年)に建立したものです。田無宿から飯盛女が北へ向かって逃げ、このあたりで捕らえられて折檻されたり、首を縫ったりしたので供養のため建立したとの伝承があり、俗称「北向地蔵」と呼ばれています。講中は現在まで継承されており、毎年 7 月 24 日に西浦の大山講と共に祀っています。集落の信仰の伝統を続けるものとして珍しい存在です。

市指定第 37 号 六地蔵菩薩立像

幕末の万延元年(1860年)に上保谷村の東禅寺の檀家信徒たちの念仏講(基段に「上保谷村念仏講中」とある)が建立したものです。六道輪廻に苦しむ衆生を救済する地蔵菩薩の本願に由来して、江戸時代に入ると六地蔵の信仰が庶民に広まり、各地に六地蔵石仏が建立されました。

市指定第 38 号 榛名大権現石造物群

榛名権現社は上保谷村下柳沢集落の鎮守でしたが、明治 39 年(1906 年)の神社合祀令により尉殿神社に大正 4 年(1915 年)合祀されました。しかし、氏子の強い希望により昭和 17 年(1942 年)埼玉県さいたま市蓮見新田の村社を引営したのが現在の氷川神社です。そして昭和 59 年(1984 年)に、榛名の神は相殿ながらようやく正式に故地に戻りました。その長い由緒を伝える文化財が榛名大権現石造物群 [合祀以前の榛名大権現笠付塔 (一対) …文政 2 年(1819 年)造立、浄水盤…文化 4 年(1807 年)造立、榛名大権現礎石…文久 2 年(1862 年)造立〕です。

市指定第 39 号 石燈籠一対

江戸時代前期の天和 2 年 (1682 年)に、本殿両脇に建立された石燈篭です。この時代の古文書に乏しい保谷地域において、背面に彫られた「上保谷村惣氏子」の銘文は貴重な記録で、尉殿権現社(尉殿神社の前名)が古くから上保谷村の惣 (総)鎮守 であったことを示しています。

市指定第40号 奉納絵馬群

宝暦 2 年(1752 年)に粟嶋明神として勧請された阿波洲神社は、上保谷新田の鎮守でした。ここに残る 21 枚の絵馬は中・小型のものばかりですが、江戸時代から大正時代にかけての心願の種々相や当時の風俗・習俗を伝える貴重な資料です。

市指定第41号 一文銭向い目絵馬二枚

質樹院は薬師如来を本尊とし、病気平癒を願う信徒の信仰を集めました。「一文銭向い目絵馬」は江戸時代に眼病平癒を願って奉納されたものですが、縁日などに心願を込めて奉納された多数の絵馬の内、現存する貴重な2枚であり、寶樹院の薬師信仰を伝える資料でもあります。「向い目絵馬」の多くは墨書されましたが、これら2枚は寛永通宝を並べて平仮名の「め」の字2つを向かい合わせる位置にして貼ってあります。

市指定第 42 号 菅原道真石像

江戸時代、下保谷村の鎮守は三十番神でしたが、その中に北野大明神=菅原道真が配列されていた由緒から、境内に菅原道真石像を御神体とする天神社が摂社として祀られました。しかし、明治元年(1868年)の神仏分離に基づく施策により三十番神信仰は禁止になりました。そこで氏子たちは、前述の由緒から菅原道真石像を本殿に移し、社号を天神社に改めました。

市指定第43号 観音寺の宝篋印塔

田無村並木九郎左衛門は、日本全国六十六カ国霊場に法華経を一部ずつ納経する六十六部日本 廻国供養を成就し、寛保3年(1743年)にその記念塔とも言うべき宝篋印塔を造立しました。こ の宝篋印塔は、陀羅尼信仰に基づき陀羅尼の全経文を梵字で上部基礎に刻んでいますが、他に例が少なく、信仰の厚さを物語る貴重なものです。

市指定第44号 馬駈け市大絵馬

明治 17 年 (1884 年) に観音堂に奉納されたこの絵馬は、村の祭りの日である「馬駈け市」を彷彿させる一等資料です。絵師は市を実見して描いたようで、如意輪寺の景観の中で行われた市の実際を極めてリアルに描写しています。

市指定第 45 号 氏子中奉納題目塔二基

これら2基の題目塔は、村の大願を祈念して鎮守の神に日蓮宗の題目を奉唱した記念の塔で、当時の下保谷村鎮守三十番神に奉納され、神仏習合の信仰習俗を表しています。明治初めの神仏分離と廃仏毀釈にもかかわらず、そのまま神社境内に残されたもので、下保谷村が日蓮宗であったことを示す、貴重な文化財です。江戸時代後期の安永2年(1773年)・9年(1780年)に建立されました。

市指定第 46 号 保谷囃子

保谷地域に唯一現存する祭囃子です。伝承では明治時代に、保谷生まれの菊さんという者が祭囃子を下総の葛西で、面踊りを埼玉県北足立郡野火止の菅沢で土地の神楽師から習い、当村若衆の有志連に伝授したといわれています。現在は「保谷ばやし保存会」によって伝承されています。

市指定第47号 岩船地蔵尊

江戸時代中期の享保 4 年(1719 年)頃、濁世から浄土へ人々を送り渡すために地蔵菩薩は丈夫な岩の船に乗って現れるという「岩船地蔵」が、関東各地で流行しました。この岩船地蔵も、上保谷村がその影響を受けて建立したと考えられ、当時流行った社会現象を記録する貴重な文化財です。享保 4 年建立、明治 17 年(1884)再建です。

市指定第48号 蓮見家文書

旧下保谷村の名主であった蓮見家が所蔵する江戸時代前期寛永 16 年(1639 年)から昭和 20 年 (1945 年)までの村政に関する文書他、同家の私的文書及び書籍から構成されており、近世から近代の下保谷地区と蓮見家の歴史を考察できる極めて有効な史料です。文書 1,379 点、書籍 215 点の計 1,594 点からなります。

市指定第49号 幕末の洋式小 銃

万延元年(1860年)に米国から江戸幕府に贈られた米国製の前装式施条 銃 (ライフル銃)をモデルに、幕府の鉄砲製作所で文久元年(1861年)に製造を開始し、遅くとも元治元年(1864年)~慶応元年(1865年)までの間に生産された国産ライフル銃(ミニエ銃)です。国産品として工業技術史上も貴重な資料であり、幕末から明治元年(1868年)に田無を含む近隣地域に所在した貴重な郷土資料でもあります。

用語集

| あ行 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 暗きょ(あんきょ) |
| 板碑(いたび) 死者の供養のために立てられた卒塔婆(そとば)の一種で、中世において盛んに立てられた。 市内最古の「延慶(えんぎょう)の板碑(いたび)」は、鎌倉時代にすでに谷戸地域に人家があったことを立証する貴重な資料である。 |
| か行 |
| 学制(がくせい) |
| 賀陽玄雪(かやげんせつ)・玄順(げんじゅん)親子 |
| 賀陽玄雪(かやげんせつ)は備前岡山藩の医者であり、1823 年(文政 6 年)に田無村を訪れ、 医療活動を行い定住した。玄雪の死後、その子玄順によって医療活動は引き継がれた。この親子 は文化的素養もあり、書を得意とし、市内外に残る碑文にその書が残る。 |
| 官衙(かんが) |
| 環状集落(かんじょうしゅうらく) ●p 墓域と考えられる土を掘り込んだ穴のある広場を、竪穴住居跡や掘立柱建物跡が囲むように 並ぶ集落のこと。 |
| 原爆模擬爆弾(げんぱくもぎばくだん)●p |
| 1945 年(昭和 20 年) 7 月 29 日に、柳沢駅南にあるしじゅうから第2公園の東側に、強力な 爆風を感じる爆弾 I 発が投下され、畑仕事をしていた女性ら3人が亡くなった。米軍資料及び関 係者への調査により、原子爆弾の投下訓練のために全国約 50 か所で実施された作戦の一つであ ることが判明した。 |
| 高札(こうさつ) ●p 一定期間、高札場(こうさつば)に掲げられ、村民に対して周知を図るもの。1711 年(正徳元 年)に江戸幕府により全国に掲示された。 |
| 庚申塔(こうしんとう) |
| 御門訴事件(ごもんそじけん) |

農民 50 人が不当に逮捕、拷問・獄死された。市内にはその犠牲者の慰霊碑として招魂塔が建てられている。

| さ行 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 散華乙女の碑(さんげおとめのひ)●I |
| 1944年(昭和19年)12月3日の中島飛行機武蔵製作所への第2回空襲で、防空壕(ぼうくうごう)に逃げた女学生4名が亡くなった。その慰霊碑として、1978年(昭和53年)に武蔵野大学キャンパスに建てられた。 |
| しーたとの一や |
| 漆喰(しっくい) ●』 水酸化カルシウム(消石灰)を主成分とした固化材で、瓦や石材の接着や目地の充填、壁や天 井等の上塗りなどに使われる材料のこと。 |
| 人馬継ぎ立て(じんばつぎたて) |
| 双環状集落(そうかんじょうしゅうらく) |
| 雑木林(ぞうきばやし) |
| 惣代(そうだい) |
| ソーシャルネットワーキングサービス(SNS) 人と人との交流を支援するサービスで、Facebook、Twitter、LINE などのことを指す。 |
| た行 |
| 鷹場(たかば) |
| 多摩北部都市広域行政團協議会 小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市による広域行政圏で、イベントの開催、名所・特産品などの情報提供などの文化事業や図書館の相互利用等のサービスを提供している。愛称である「多摩六都」は、西東京市が旧田無市と旧保谷市の時代にお6市で構成されていたことから名づけられた。 |
| 地域型博物館 |
| |

| 地域に根付き、主に地域の歴史文化などの資源を展示、研究する博物館。地域住民の活動の場と しての役割も期待されるものが多い。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宙水(ちゅうすい・ちゅうみず) |
| 東京帝国大学農学部附属農場(現・東大生態調和農学機構) |
| は行 |
| 旅籠(はたご) |
| 榛名神社(はるなじんじゃ)の合祀(ごうし)反対運動 上保谷村下柳沢集落の鎮守だった榛名権現社(はるなごんげんしゃ)は、1906 年(明治 39 年)の神社合祀令により尉殿神社(じょうどのじんじゃ)に 1915 年(大正4年)に合祀された。しかし、氏子の強い希望により、1942 年(昭和 17 年)に埼玉県さいたま市蓮見新田の村社を引宮し、現在の氷川神社となった。そして、1984 年(昭和 59 年)に榛名の神は、相殿ながらようやく正式に元の地に戻った。 |
| 稗倉(ひえぐら) 1838 年(天保 9 年)、田無村の名主、下田半兵衛富永(しもだはんべえとみなが)が、飢饉(ききん)に備えて稗(ひえ、穀物の一種)を蓄える方法を代官に願い出て、自宅の庭に五百石入りの稗倉 Ⅰ 棟を自費で建てた。名主ほか主な百姓 39 人で百両を出金し、それを貸し付けた利子で年々稗を貯蔵した。 |
| ふれあいの小道・やすらぎの小道 青梅街道をはさんで通る南北の遊歩道。地下には田無用水が今も流れる。 |
| ま行 |
| 武蔵野●p |
| 現在では、南を多摩川、西を入間川、北を荒川、東を隅田川に囲まれた武蔵野台地とほぼ同じ |
| 意味で使われている。関東ローム層の起伏する台地が連なり、最上部は黒土の土壌となっている。 |
| 平安時代にはススキ草原、江戸時代以降には雑木林などの景観で語られる。 |
| や行 |
| 養老畑 (ようろうばた) |
| 作物の収穫物を村内の生活困窮者や老人、往来での行き倒れ人らを救済するために設けられ |
| た畑のこと。田無村の名主、下田半兵衛富宅(しもだはんべえとみいえ)が、1854 年(安政元 |

年)に自分の所有地 | 町歩(約 | ヘクタール)を提供した。現・田無小学校に 1854~1859 年 (安

政年間)に建立された養老畑碑が残る。

ゆかりの人物一覧